

道路占用許可基準目次

- 第 1 目的
- 第 2 占用許可の原則
- 第 3 占用工事の標準

(法第32条第1項第1号該当物件)

- 第 4 電柱、電話柱等の占用
- 第 5 電線等の占用
- 第 6 街路灯・装飾灯の占用
- 第 7 変圧塔、送配電函等の占用
- 第 8 郵便ポストの占用
- 第 9 公衆電話所等の占用
- 第10 広告塔の占用
- 第11 上屋の占用
- 第12 公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器の占用
- 第13 フラワーポットの占用
- 第14 花だんの取扱い
- 第15 彫像の占用
- 第16 噴水池の占用
- 第17 ベンチの占用
- 第18 柱上設置の光アクセス装置の占用
- 第19 無線基地局の占用
- 第20 蓄電池の占用
- 第21 パーキングチケット発給機の占用
- 第22 信号機柱の占用
- 第23 カーブミラーの占用
- 第24 不法投棄防止ネットの占用
- 第25 電気自動車等のための充電機器の占用
- 第26 防犯カメラの占用
- 第27 下水道暗渠に設ける水位観測施設等の占用

(法第32条第1項第2号該当物件)

- 第28 水管の占用
- 第29 下水道管の占用
- 第30 ガス管の占用
- 第31 高圧ガス管の占用
- 第32 地下電線の占用
- 第33 石油圧送施設の占用

- 第34 かんがい用の水管の占用
- 第35 家庭雑排水の道路側溝への放流の取扱い
- 第36 熱供給導管の占用
- 第37 下水道暗渠に設ける電線等の占用
- 第38 下水道暗渠に設ける熱交換器等の占用

(法第32条第1項第3号該当物件)

- 第39 鉄道の占用

(法第32条第1項第4号該当物件)

- 第40 公共用歩廊（アーケード）、がんぎの占用
- 第41 日よけの占用

(法第32条第1項第5号該当物件)

- 第42 地下街、地下駐車場の占用
- 第43 通路の占用
- 第44 地下通路の占用
- 第45 横断橋の占用
- 第46 上空通路の占用
- 第47 屋上連結通路の占用
- 第48 貯水槽の占用
- 第49 浄化槽の占用

(法第32条第1項第6号該当物件)

- 第50 露店、屋台店の占用
- 第51 商品置場等の占用
- 第52 ごみ置場の占用

(法第32条第1項第7号（令第7条第1号）該当物件)

- 第53 突出看板等の占用
- 第54 添加看板等の占用
- 第55 立看板の占用
- 第56 著名地点等の案内板の占用
- 第57 駐車場の案内板の占用
- 第58 消防水利標識等の占用
- 第59 バス停留所標識の占用
- 第60 バス停留所標識に添加する広告の占用
- 第61 バス停留所の上屋に添加する広告の占用
- 第62 掲示板等の占用
- 第63 旗ざおの占用

第64 パーキングメーターの占用

第65 幕の占用

第66 アーチの占用

第67 バナーの占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第3号)該当物件)

第68 太陽光発電設備及び風力発電設備の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第4号)該当物件)

第69 工事中板囲、足場の占用

第70 こ道構台の占用

第71 詰所の占用

第72 アースアンカーの占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第5号)該当物件)

第73 工事中材料の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第6号)該当物件)

第74 仮設店舗等その他の仮設建築物の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第7号)該当物件)

第75 一時収容施設の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第8号)該当物件)

第76 食事施設等の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第9号)該当物件)

第77 トンネルの上に設ける施設の占用

第78 高架道路の路面下に設ける施設の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第10号)該当物件)

第79 道路の上空に設ける事務所等

(法第32条第1項第7号(令第7条第11号)該当物件)

第80 応急仮設住宅の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第12号)該当物件)

第81 自動車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用

(法第32条第1項第7号(令第7条第13号)該当物件)

第82 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の占用

(その他)

第83 道路予定区域等に設ける施設の占用

第84 チェーン着脱場に設ける施設の占用

第85 路上イベントに伴う施設の占用

第86 占用の特例

第87 災害応急対策施設等の占用

第88 歩行者利便増進施設等の占用

道路占用許可基準

(目的)

第1 この基準は道路の占用が道路本来の機能を阻害しないよう許可の基準を定め、もって良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。

(占用許可の原則)

第2 道路管理上支障となる道路占用を排除するため、次の各号に掲げるものに限り許可できるものとし、許可に当たっては、公共性、計画性、安全性の三原則を十分考慮するものとする。

- (1) 占用物件が、道路法（昭和27年6月10日法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項又は道路法施行令（昭和27年12月4日政令第479号。以下「令」という。）第7条に掲げられたものに該当すること。
- (2) 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、やむを得ないものであること。
- (3) 占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法等が、令第9条から第17条までに定める基準に適合しているものであること。
- (4) 関係法令及び関係通達による基準に適合しているものであること。
- (5) 占用物件は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造であること。
- (6) 地下埋設物は、埋設完了後及び舗装工事時においても安全であるよう必要に応じ防護措置を行うものとする。
- (7) 占用物件は、常に占用許可基準及び占用条件に適合するように、適切な維持管理が行われるものであること。
- (8) 許可にあたっては、別紙条件書（地下埋設物件、地下埋設物件以外のもの）を参考に、個別の許可要件を十分考慮した上で、条件を付すこと。

(占用工事の標準)

第3 占用工事に関しては、本基準によるほか、別に定める道路占用工事共通仕様書によらなければならない。

法第32条第1項第1号該当物件

(電柱、電話柱等の占用)

第4 電柱、電話柱等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 共同溝、キャブシステム、電線共同溝等が整備されている道路については認めない。これらの整備が予定されている道路については、原則として認めない。
- (2) 新たに供用される新設道路又は改築バイパスについては、原則として認めない。
- (3) 電柱等は、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあつては、路端寄りとすることができること。（令第11条第1項第2号イ(1)）

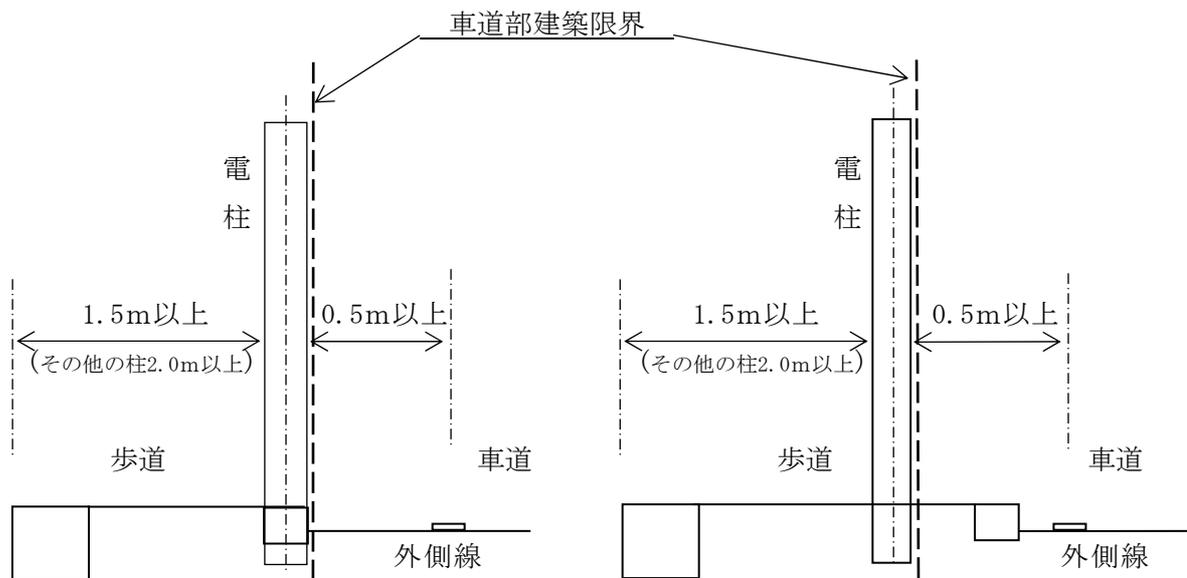


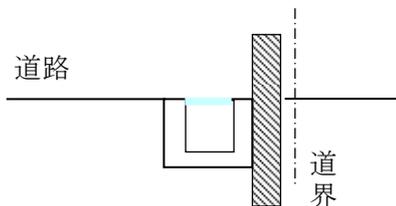
図-1

図-2

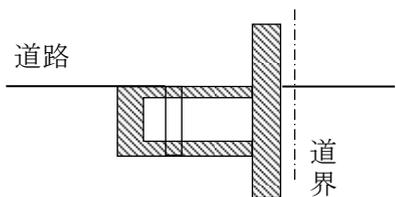
- (4) 歩道（自転車歩行者道を含む。以下同じ）を有する道路にあっては、歩道内の車道（自転車道を含む。以下同じ）寄りに設けることができる。（令第11条第1項第2号イ(2)）この場合、建築限界をおかさない位置とし、歩道の残余有効幅員は電柱又は電話柱にあっては1.5m以上、その他の柱にあっては2.0m以上ある場所とすること。（図-1、図-2）
- (5) 同一線路に係る電柱等は、道路の同一側に設け、歩道を有しない道路にあって、その反対側に占有物がある場合においては、これと8m以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合においては、この限りではない。（令第11条第1項第2号ロ、ハ）
- (6) 他の柱に共架することができる場合は、単独柱は認めないものとする。
- (7) 次に掲げる場所には、設置してはならない。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内
 - イ 横断歩道（歩道橋を含む。）又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内
 - ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5m以内
 - エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5m以内
 - オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10m以内
 - カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10m以内
 - キ 道路の立体交差部
 - ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所
- (8) 電柱等の構造は、次に掲げるところによらなければならない。
- ア 電柱等の構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。
 - イ 電柱等の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。（令第12条第1号ロ）
- (9) 支線をやむを得ず設ける場合は、危険標示を示すため黄色に黒色のしま状のガードを取り付ける

こと。

(10) 電気事業法に基づく電気事業等の用に供する電柱等の取扱いについては、「電気事業法に基づく電気事業等の道路占用許可関係事務の取扱いについて」（平成25年4月11日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐及び国道・防災課道路保全企画室課長補佐 事務連絡）によること。

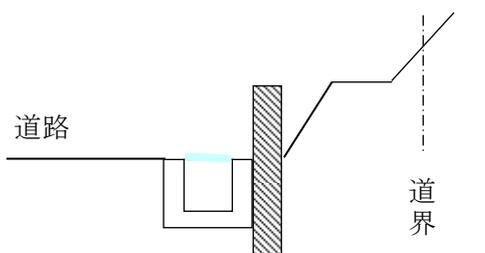


【標準図】



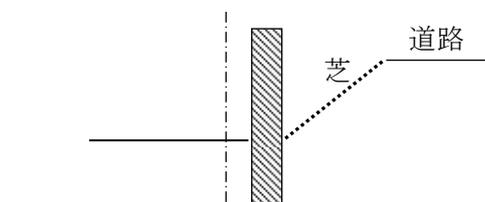
【側溝の一部が付替えできる場合】

急角度の付替は通水上支障があるので現地に
応じて工法を決定すること。

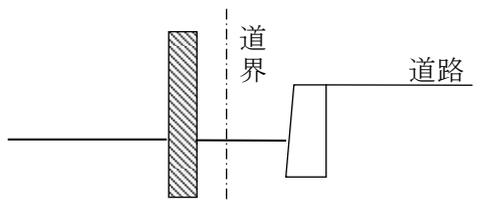


【切土法面のある場合】

必ずしも側溝に接して建柱する必要はない
が曲線の内側にあたる場合は安全視距を考
えて建てること。

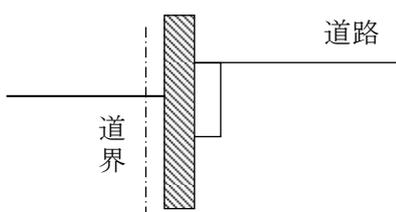


【盛土法面建柱の基準】



【前後に関連電柱があるとき】

標準図
歩道設置計画等の“計画のある場合”は避
けて建てること



【民地内に建柱できない場合】

(柱) 電柱の支柱及び支線については、極力民有地に建てさせること。

(電線等の占用)

第5 電柱等に架設する電線、電話線等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 電線等の高さは、路面から5.0m以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては、4.7m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができること。(令第11条の2第1項第1号イ)
- (2) 積雪地においては、積雪深を考慮し、前号に規定する高さより高くすること。
- (3) 電線等を既設電線に共架する場合においては、相互に錯そうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。(令第11条の2第1項第1号ロ)
- (4) 道路管理者が設置した道路施設又は道路付属物等への共架は、認めないこととすること。
- (5) 共架する電線等については、色の明示をし、その方法は次に掲げるところによらなければならない。

ア 電線等に長期間退色しない幅0.03m以上のテープを添付すること。

イ 明示する色は、

電 話	・・・・・・・・赤色
電 気	・・・・・・・・オレンジ色
I . N . C	・・・・・・・・銀色
ゆうせん	・・・・・・・・桃色
キャンシステム	・・・・・・・・灰色
C A T V	・・・・・・・・空色

とすること。

ウ 明示する位置は、共架する電柱等から前後それぞれ1m以内とすること。

- (6) 電気通信設備等の共同収容の取扱いについては、「電気通信設備等の共同収用に係る道路占用の取扱いについて」(平成9年3月14日付け道政発第35号の2)及び「電気通信設備等の共同収用のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成11年3月31日道政発第31号)によること。
- (7) 架空の各戸引込電線については、「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適正な取扱いについて」(平成18年12月20日付け国道利第42号)によること。

(街路灯・装飾灯の占用)

第6 商店会等の団体が、その区域内の道路の照明を目的として設置する街路灯、装飾灯の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 街路灯等は、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあつては、路端寄りとすることができる。
- (2) 歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができること。この場合、建築限界をおかさな位置とし、歩道の残余有効幅員は1.5m以上ある場所とすること。

(図-1、図-2)

- (3) 灯具の下端は、路面から4.7m以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上にあつては、路面から2.5m以上とすることができること。(令第10条第1号ロ)

なお、足元灯にあつては、この限りではない。

- (4) 電灯の配線は、原則として地下に埋設しなければならない。

(5) 次に掲げる場所には、設置してはならない。

ア 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5 m以内

イ その他道路管理上又は道路通行上特に支障を及ぼす場所

(6) 街路灯等の構造は、次に掲げるところによらなければならない。

ア 灯柱の最大直径は0.3m以下とすること。

イ 街路灯等の構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させ、長野県土木事業設計基準「照明施設」に準じて行うこと。

(7) 街路灯等には、広告物等を添加しないこと。ただし、商店会等の団体名を表示した最小限の大きさの看板及び一般の慣習による一時的な飾付けは、この限りではない。この場合の看板の添加位置は、第53によること。

(8) 街路灯等の形状及び色彩は、街の景観に配慮したものとし、連続して設置するときは統一されたものでなければならない。

(変圧塔、送配電函等の占用)

第7 送配電用変圧塔、送配電函等及び第一種電気通信事業者が設置する第一種電気通信事業の用に供する地上設置の光アクセス装置の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路広場、橋梁下等の道路の有効幅員外又は歩道に設けること。

(2) 長軸を道路の方向と平行して設けること。

(3) 歩道に設置する場合の機器の高さは、原則として路面から1.5m以下とすること。この場合、建築限界をおかさない位置とし、歩道の残余有効幅員は、2.0m以上ある場所とすること。

(4) 次に掲げる場所には、設置してはならない。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内

イ 横断歩道（歩道橋を含む。ただし、歩道橋の車道部以外の階段又は踊り場下を除く。）又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ5 m以内

ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5 m以内

エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5 m以内

オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5 m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10m以内

カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10m以内

キ 道路の立体交差部

ク その他道路管理上及び道路交通上特に支障を及ぼす場所

(5) 構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。

(6) 工作物の周辺には危険防止柵（ガードレール、立入り防止柵）を設けること。

(郵便差出箱及び信書便差出箱の占用)

第8 郵便差出箱及び信書便差出箱の占用については、郵便事業株式会社等が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 法敷のある道路にあつては、法敷に設けること。

(2) 歩道を有する道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。この場合、建築限界をおかさない位置とし、歩道の残余有効幅員は2.0m以上ある場所とすること。

(図-1、図-2 参考)

(3) 法敷、歩道を有しない道路にあつては、道路の残余有効幅員が8 m以上あり、かつ、交通安全上支障ない場合に限り路端寄りに設けることができること。

(4) 次に掲げる箇所には、設置してはならない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内

イ 横断歩道（歩道橋を含む。ただし、歩道橋の車道部以外の階段又は踊り場下を除く。）又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ5 m以内

ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5 m以内

エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5 m以内

オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5 m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10 m以内

カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10 m以内

キ 道路の立体交差部

ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所

（公衆電話所等の占用）

第9 公衆電話所、警察官派出所、公衆便所、消防用器具格納施設の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 法敷のある道路にあつては、法敷に設けること。

(2) 道路広場、緑地帯等の道路の有効幅員外に設けること。ただし、公衆電話所については、やむを得ない場合に限り、歩道に設けることができる。この場合、建築限界をおかさない位置とし、歩道の残余有効幅員は2.0 m以上ある場所とすること。（図-1、図-2 参考）

(3) 公衆電話所にあつては、出入口を道路の方向と平行とすること。

(4) 次に掲げる場所には、設置してはならない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内

イ 横断歩道（歩道橋を含む。ただし、歩道橋の車道部以外の階段又は踊り場下を除く。）又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ5 m以内

ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5 m以内

エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5 m以内

オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5 m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10 m以内

カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10 m以内

キ 道路の立体交差部

ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所

(5) 維持管理体制が整っていること。

（広告塔の占用）

第10 広告塔の占用については、国、地方公共団体又はこれに準じる団体が公共又は公益の目的で設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 相当の広さの道路広場、緑地帯等の道路の有効幅員外に設けること。

(2) 大きさ、色彩等は、付近の景観と調和、均衡のとれたものであること。

(3) 次に掲げる場所には、設置してはならない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5 m以内

- イ 横断歩道（歩道橋を含む。）又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ5 m以内
- ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5 m以内
- エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5 m以内
- オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5 m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10m以内
- カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10m以内
- キ 道路の立体交差部
- ク その他道路管理上道路交通上特に支障を及ぼす場所

(4) 広告塔の構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させ、長野県土木事業設計基準「道路付属物の基礎」に準じて行うこと。

(上屋の占用)

第11 上屋の占用については、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体及び自治会、商店会等の団体が設けるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) バス停留所、タクシー乗り場その他の公共交通機関の待合施設又はベンチに付随して設置される等、歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当であること。
- (2) 電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

ア 道路の法敷。

イ 歩道の有効幅員が、原則として2 m以上（自転車歩行者道にあつては、3 m以上、自転車歩行者専用道路にあつては、4 m以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては3.5m以上（自転車歩行者道にあつては、4 m以上）確保できる歩道）

ウ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車のために供されている以外の部分。

エ 設置する上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所。

オ 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所。

カ その他、道路の利用状況を勘案し、道路上支障のない場所。

- (3) 上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。
- (4) 上屋の幅は、原則として2 m以下とすること。ただし、5 m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (5) 上屋の高さは、原則として路面から2.5m以上とすること。
- (6) 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- (7) 風雨を遮ること等により、バス利用者等の待合い時における快適性の向上に資する効用が認められるなど、待合施設としての多様な機能が期待されるものは、壁面を有する上屋の許可も可能であること。
- (8) 設置する上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の

各号に掲げるところによること。

ア 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

イ 壁面の面数は、三面以内であること。

ウ 壁面の材質は、透明なものであること。

エ 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。

(9) 構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。

(10) 上屋には広告物の添加及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めないこと。

(11) 上屋設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば認めることができること。

(12) 上屋の管理（ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む。）については、占有者からあらかじめ管理規定等を徴し、その管理に万全を期するよう指導すること。特に、上屋が壁面を有する構造である場合には、壁面へのはり紙及び落書き、路面の塵芥の除去等について、道路の美観を確保する観点から、管理規定等の内容が十分なものであることを確認すること。

(13) 既に占有を許可した上屋で、本基準に適合しないものについては、占有許可の更新時、修繕時等の機会を利用して逐次本基準に適合するよう指導するものとする。

(14) ベンチ、ゴミ箱等が上屋の目的に付随する物件と認められ、かつ、その構造が上屋の構造と一体不可分であって一般的な方法では分離できない構造であると認められる場合には、これらを上屋と併せて一の占有物件として取り扱うことができること。

（公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器の占有）

第12 公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器の占有については、地方公共団体及び町会、商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 照明施設が完備し、交通の支障にならない場所に設けること。

(2) 主として駅前広場、バス停留所、横断歩道等多数の人が滞留する場所に設けることとし、その他の場所においては設置間隔を100m以上とすること。

(3) 道路広場等の道路の有効幅員外又は歩道に設けること。

(4) 歩道に設置する場合は、建築限界をおかさない位置で歩道の残余有効幅員は2.0m以上ある場所とすること。

(5) 構造等は、次に掲げるところによること。

ア ごみ容器の長径又は直径は0.5m以下、高さは路面から0.8m以下とすること。

イ すいがら容器の長径又は直径は0.3m以下、高さは路面から1.0m以下とすること。

ウ 容器等の材質は、不燃性で堅ろうなものとする。

エ 容器等は、都市の美観を損なわない統一的な色彩とし、ごみ又はすいがらの収集が容易なものとする。

オ 容器又はその支柱は路面に固定すること。

(6) 容器等には、長さ0.1m以下、幅0.05m以下で、その占有者名及び連絡先を表示すること。

(7) 容器等には広告物類を添加しないこと。

(8) 都市の美観衛生を損なわないための十分な維持管理体制が整っていること。

（フラワーポットの占有）

第13 フラワーポットの占有については、地方公共団体又は町会、商店会等の団体が設けるものに限る

ものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道又は道路広場で、照明設備が完備し、かつ、交通に支障のない場所に設けること。
- (2) 歩道に設置する場合は、路上施設帯内（植樹帯を含む。）とし、残余幅員が2.0m以上ある場所とすること。
- (3) フラワーポットの材質は堅ろうなものとし、その形状、色彩が都市の美観を損なわないものとする。
- (4) フラワーポットの幅は、1.0m以下、長さは3.0m以下、高さは路面から0.5m以下とすること。
- (5) 植栽する花木は、路面から0.8m以下の高さを維持することができる種類のものとする。
- (6) 花木の植栽、手入れ、清掃等について、十分な維持管理体制が整っていること。
- (7) フラワーポットには、長さ0.15m以下、幅0.05m以下の大きさで、その占有者名及び連絡先を表示すること。
- (8) フラワーポットには広告物等を添加しないこと。

（花だんの取扱い）

第14 花だん、藤棚類については、法第24条に定める工事として扱う。

（彫像の占用）

第15 彫像又は碑の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路広場、駅前広場等の道路の有効幅員外で交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 実在人物を表わすものでないこと。ただし、碑については、歴史上の人物で占用場所との地縁関係があり、かつ、文化又は教育に寄与する場合は、この限りではない。
- (3) 大きさ、色彩等は、付近の景観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。
- (4) 構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。
- (5) 広告物等を添加しないこと。
- (6) 維持管理体制が整っていること。

（噴水池の占用）

第16 噴水池の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路広場、駅前広場等の道路の有効幅員外で交通に支障とならない場所に設けること。
- (2) 大きさ、色彩等は、付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。
- (3) 飛まつが池の外に飛ばない構造とすること。
- (4) 広告物等を添加しないこと。
- (5) 維持管理体制が整っていること。

（ベンチの占用）

第17 ベンチの占用については、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体及び自治会、商店会等の団体が設けるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなど、

道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合に限ること。

(2) 電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

ア 道路の法敷

イ ベンチを設置した後、歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員（以下「有効幅員」という。）が原則として2 m以上（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路にあっては、3 m以上）確保できる歩道。ただし、地域の実情により、未改築の道路について、2 m未満（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路にあっては3 m未満）の数値を定める場合には、原則としてその数値の幅員を確保できる歩道

ウ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場にベンチを設置する場合には、自動車の駐車のために供されている以外の部分

エ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

(3) ベンチは、原則として、長さ3.0m以下、幅0.7m以下とし、固定式とするなど容易に移動することができないものとする。

(4) ベンチは十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。

(5) 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。

(6) ベンチには、長さ0.15m以下、幅0.5m以下の大きさで、その占用者名及び連絡先を表示すること。

(7) ベンチには広告物等を添加しないこと。

(8) ベンチに付随するゴミ箱は原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば認めることができること。

(9) ベンチの管理（ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む。）については、占用者からあらかじめ管理規定等を徴し、その管理に万全を期するよう指導すること。

(10) 既に占用を許可したベンチで、本基準に適合しないものについては、占用許可の更新時、修繕時等の機会を利用して逐次本基準に適合するよう指導するものとする。

(11) ベンチ、ゴミ箱等が上屋の目的に付随する物件と認められ、かつ、その構造が上屋の構造と一体不可分であって一般的な方法では分離できない構造であると認められる場合には、これらを上屋と併せて一の占用物件として取り扱うことができること。

（柱上設置の光アクセス装置の占用）

第18 第一種電気通信事業者が設置する第一種電気通信事業の用に供する柱上設置の光アクセス装置（以下「RT等」という。）の占用については、将来の電線類地中化事業の推進の支障とならない場合に限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) RT等を添加する電柱は、既存の電柱又は既存の電柱から立替えを行ったバッテリー内蔵型電柱とすること。

(2) バッテリー設置台を地下に埋設する場合、その埋設場所は、道路の構造の保全又は交通の支障とならない場所とすること。

(3) RT等の下端は、路面から4.7m以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上にあっては、路面から2.5m以上とすることができること。（令第10条第1項第1号ロ）

(4) 電柱等への添加は、柱1本につき1施設とすること。

- (5) R T等には、広告物の添加及び塗装は行わないこと。
- (6) R T等の構造審査にあたっては、仕様書、構造計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。
- (7) R T等の取り付け方法は、落下等のおそれがないようにするほか、その取り付けにより添架される電柱等に倒壊等のおそれが生じ、又は道路の構造若しくは交通に支障を及ぼすことのないようにすること。
- (8) 電線類地中化を行うためR T等が添加されている電柱等につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要が生じた場合には、R T等を設置した第一種電気通信事業者が自らの費用負担により、R T等について改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならないこと。(許可条件とする)
- (9) 上記以外の取扱いについては、「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」(平成7年3月15日付け道政発第42号)によること。

(無線基地局の占用)

第19 工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地上に無線基地局を設置する場合には、地上機器、電話ボックス等の工作物及び街灯等の道路付属物への添架を原則とし、無線基地局の設置のみを目的とする工作物の新設は認めないこと。
- (2) 複数の無線基地局を同一の工作物等へ添架する場合は、1つの箱に収容し、又は1本の腕金に設置する等1ヶ所に集約することを原則とし、1ヶ所に集約することができない場合は、1工作物等につき1無線基地局とすること。
- (3) 工作物等に設置する無線基地局の下端は、路面から4.7m以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上にあつては、路面から2.5m以上とすることができること。(令第10条第1項第1号ロ)
- (4) 電話ボックス等に設置する場合は、建築限界をおかさな位置とすること。
- (5) 無線基地局の構造審査にあたっては、仕様書、構造計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。
- (6) 無線基地局の取付方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添架される工作物等に倒壊等のおそれがないようにすること。また、信号機及び道路標識の効用を阻害するおそれのある場所等、道路の構造若しくは交通の障害となる場所には設置しないこと。
- (7) 無線基地局には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。
- (8) 無電柱化の一環として、無線基地局が添加されている工作物等につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により、無線基地局について改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならないこと。(許可条件とする。)
- (9) 上記以外の取扱いについては、「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成26年3月26日付け国道利第32号)によること。

(蓄電池の占用)

第20 蓄電池の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 蓄電池を設置する場合には、当該蓄電池が附帯する占用物件に近接する場所を原則とすること。
- (2) 蓄電池には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。
- (3) 倒壊、落下、火災その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- (4) 蓄電池を他の工作物等に添加する場合、その取付方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取付けにより添加される工作物等の倒壊等のおそれが生じ、道路の構造又は交通に支

障を及ぼすことのないようにすること。

(5) 蓄電池の個数及び規模は、当該蓄電池が附帯する占有物件に応じて必要最小限であること。

(6) 無電柱化の一環として蓄電池が添加されている工作物等につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により蓄電池を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならないこと。(許可条件とする。)

(7) 上記以外の取扱いについては、「蓄電池の道路占有の取扱いについて」(令和4年7月29日付け国道利第6号)によること。

(パーキングチケット発給機の占有)

第21 パーキングチケット発給機の占有については、公安委員会が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路交通法第49条に基づき公安委員会が時間制限駐車区間規制の実施をしようとするときの必要な一般的基準を定めている「時間制限駐車区間規制の実施(以下本項において「基準」という。)(昭和62年1月5日付警察庁丙規発第2号)の道路条件、道路の構造及び路外駐車場との関係において、設置の対象となる道路に限ること。(基準第4)

(2) 関係者との協議が成立していること。(基準第8)

(3) 上記以外の取扱いについては、「パーキングチケット発給設備の道路の占有について」(昭和62年3月20日付け建設省道路局路政課課長補佐事務連絡)によること。

(信号機柱の占有)

第22 公安委員会が設置する場合には、法第35条の規定による「国の行う道路の占有の特例」に準じ、協議により取り扱うこと。

(カーブミラーの占有)

第23 カーブミラーの占有については、一般の通行者の利便に供する目的で設置するものにもものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) カーブミラーは、原則として、道路反射鏡設置指針(公益社団法人日本道路協会)に準じた位置に設置すること。

(2) 鏡の最下部と路面との距離は、1.8m以上確保させること。

(3) カーブミラーの構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させ、長野県土木事業設計基準「道路附属物の基礎」に準じて行うこと。

(不法投棄防止ネットの占有)

第24 待避所等から民地等への不法投棄を防止するため、待避所等との境に防止ネット等を設置する場合の占有については、市町村、自治会又は長野県衛生組織連合会に属する団体が設置するものにもものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 不法投棄防止については、罰則強化、啓蒙活動を強化すべきであり、防止ネット等の設置は根本的な解決策とはならないと考えられることから、道路管理者から不法投棄防止ネットの設置を推奨するものではない。

(2) 観光地等では、原則として設置しないこと。

(3) 除雪作業の支障となる場所への設置は認めないこと。

(電気自動車等のための充電機器の占有)

第25 電気自動車等のための充電機器の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 占用許可にあたっては、無余地性の原則や政令で定める基準等を十分に考慮し、許可の判断を行うこととするが、次の事項に留意すること。

ア 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電機器の利用者にとって不便な場所である場合は、道路の区域外に余地があるとは言えないこと。

イ 道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費が生じる等の理由により充電機器の設置が困難となる場合は、道路の区域外に余地があるとは言えないこと。

(2) 道路占用許可申請がなされた場合は、当分の間、建設部長と事前に協議すること。

(3) 占用許可の条件 電気自動車等のための充電機器の占用許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）を行うこと。

(4) 上記以外の取扱いについては、「電気自動車等のための充電機器に係る道路占用の取扱いについて」（令和5年11月10日付け国道利第30号、国道メ企第56号、国道環第84号）によること。

（防犯カメラの占用）

第26 防犯カメラの占用については、地方公共団体、自治会、商店街組合、その他これらに準ずる団体が設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 設置場所は、占用許可がなされている街灯等に添架するものとし、交通の支障とならない位置とする。

(2) 本体の下端は、路面から4.7メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上にあつては、路面から2.5メートル以上とすることができること。

(3) 形状及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機又は道路標識の効用を妨げないものとする。

(4) 施設の安全性を損なわないため、十分な維持管理体制が整っていること。

(5) 構造審査は、添架材料や添架主体の強度計算書及び安定計算書等安全性を証明する書類を提出させること。

(6) 防犯カメラの設置に関する住民合意及び所轄警察署の合意を示す書類、設置目的を明確に示す書類、設置目的以外に使用しないことの確認書を提出すること。

(7) 個人情報の取扱いについて、占用者の責任において法令を遵守し、適正な管理を行うこと。

（下水道暗渠に設ける水位観測施設等の占用）

第27 下水道暗渠に設ける水位観測施設等の占用については、水防管理者又は量水標管理者が設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 下水道暗渠に水位観測施設等を設置しようとする場合は、あらかじめ下水道管理者から協議させること。

(2) 下水道管理者は、占用の目的を変更することについて許可を受けなければならないこと。

(3) 水位観測施設を支持し、又は保護するための工作物は、水位観測施設と一体的なものとし、水位観測施設の占用許可の範囲に含めるものとする。

(4) 今後、規模、形状等が多様化することが考えられるため、取扱いについて疑義等が生じた場合は、建設部長と事前に協議すること。

法第32条第1項第2号該当物件

(水管の占用)

第28 水道管、工業用水道管等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。(令第11条の3第1項第2号イ)
- (2) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (3) 水管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1.2m（工事実施上やむを得ない場合にあっては、0.6m）以下としないこと。(令第11条の3第1項第2号ロ)
- (4) (3)にかかわらず別表1に掲げる水管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができる。適用にあたっては次の事項に留意すること。
 - ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(3)によること。
 - イ 別表1に掲げる水管以外の水管であっても、その強度及び口径が同等と認められる水管については使用することができること。
- (5) 使用する水管は、日本工業規格（JIS）又は日本水道協会規格（JWWA）に適合する鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管、水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び水道用ポリエチレン管とすること。
- (6) 水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び水道用ポリエチレン管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。
- (7) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について（道路橋示方書）」（平成24年2月16日付け国都街第98号、国道企第87号 国土交通省都市局長、道路局長通達）に定める自動車設計荷重245kN（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
- (8) マンホール蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (9) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。
- (10) 上水道の各戸取付管の止水栓は原則として道路敷外に設置させること。
- (11) 水管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。(令第11条の3第2項)
- (12) 水管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造でなければならないこと。(令第12条第3号)
- (13) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。
- (14) 名称等の明示のため、埋設管の表面に、水道管にあつては青色、工業用水にあつては白色の明示テープ（幅0.03m以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3mの位置に定められた色の明示シート（幅0.4m以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならないこと。(令第12条第2号ハ)
- (15) 水管をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。
 - ア 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあつては、路肩部の側壁と側溝との間に設けるものとする。

イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。

また、占用物件の維持管理が適切にできる構造とすること。

ウ 占用工事は、原則としてトンネル築造工事と同時に行うものとする。

(下水道管の占用)

第29 下水道管の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。(令第11条の4第2項)

(2) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。

(3) 下水道管の本線(下水道施設における基幹的な線で、例えば、下水道法施行規則(昭和42年12月19日建設省令第37号)第3条第1項に規定する「主要な管渠」をいう。以下本項において「本線」という。)を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、3.0m(工事実施上やむを得ない場合にあつては、1.0m)以下としないこと。(令第11条の4第1項)

(4) 本線以外の管(各戸取付け管を除く。)を歩道に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1.2m(工事実施上やむを得ない場合にあつては、1.0m)以下としないこと。

(5) 本線以外の管(各戸取付け管を除く。)を車道部に埋設する場合は、路面とその頂部との距離は、1.5m(工事実施上やむを得ない場合にあつては、1.0m)以下としないこと。

(6) 各戸取付け管を埋設する場合は、路面とその頂部との距離は、1.2m(工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6m)以下としないこと。

(7) (3)から(6)の規定にかかわらず、別表1に掲げる下水道管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができること。適用にあたっては次の事項に留意すること。

ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(3)、(4)、(5)及び(6)によること。

イ 別表1に掲げる下水道管以外の下水道管であっても、その強度及び口径が同等と認められる下水道管については使用することができること。

(8) 使用する管は、日本工業規格(JIS)又は日本下水道協会規格(JSWAS)に適合する鋼管、ダクタイル鋳鉄管、鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管及び現場打ち鉄筋コンクリート管きよ、レジンコンクリート管、ポリエチレン管、シールド工法で使用するセグメント、既成く(矩)形きよとすること。

(9) 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管を使用する場合は、次に掲げる道路埋設指針を参考とすること。

「下水道硬質塩化ビニル管道路埋設指針」(平成11年3月(財)国土開発技術センター)

「下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針」(平成11年3月(財)国土開発技術センター)

(10) 硬質塩化ビニル管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。

(11) 地盤が軟弱な箇所にあつては、不等沈下防止工を行うものとする。

(12) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について(道路橋示方書)」(平成24年2月16日付け国都街第98号、国道企第87号 国土交通省都市局長、道路局長通達)に定める自動車設計荷重245kN(衝撃荷重を含む。)に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。

- (13) マンホール蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (14) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。
- (15) 各戸の取付管のますは、道路敷外に設置すること。
- (16) 道路及び地下にある他の占有物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。
- (17) 名称等の明示のため、埋設管の表面に茶色の明示テープ（幅0.03m以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3mの位置に茶色の明示シート（幅0.4m以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならないこと。（令第12条第2号ハ）
- (18) 下水道管をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。
 - ア 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあっては、路肩部の側壁と側溝との間に設けるものとする。
 - イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。また、占有物件の維持管理が適切にできる構造とすること。
 - ウ 占有工事は、原則としてトンネル築造工事と同時に行うものとする。

(ガス管の占用)

第30 ガス管の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。(令第11条の3第1項第2号イ)
- (2) 歩道を有しない道路にあっては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (3) ガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1.2m(工事実施上やむを得ない場合にあっては、0.6m)以下としないこと。(令第11条の3第1項第2号ロ)
- (4) (3)の規定にかかわらず、別表1に掲げるガス管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができる。適用にあたっては次の事項に留意すること。
 - ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(3)によること。
 - イ 別表1に掲げるガス管以外のガス管であっても、その強度及び口径が同等と認められるガス管については使用することができること。
- (5) 使用する管は、日本工業規格(JIS)に適合する鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びガス用ポリエチレン管とすること。
- (6) ガス用ポリエチレン管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。
- (7) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について(道路橋示方書)」(平成24年2月16日付け国都街第98号、国道企第87号 国土交通省都市局長、道路局長通達)に定める自動車設計荷重245kN(衝撃荷重を含む。)に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
- (8) マンホール蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (9) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。
- (10) ガス管を橋に取り付け場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。(令第11条の3第2項)
- (11) ガス管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造でなければならないこと。(令第12条第3号)
- (12) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。
- (13) 名称等の明示のため、埋設管の表面に緑色の明示テープ(幅0.03m以上)を添付し、さらに埋設管直上0.5m(埋設深を舗装厚+0.3mとした場合は0.3m)の位置に緑色の明示シート(幅0.4m以上)を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならないこと。(令第12条第2号ハ)

(高圧ガス管(圧力が2MPa(メガパスカル)以上であるもの)の占用)

第31 高圧ガス管(圧力が2MPa(メガパスカル)以上であるもの。以下本項において「ガス管」という。)の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) ガス管はやむを得ず橋に取り付ける場合を除き、原則として地下に埋設すること。
- (2) トンネル内又はトンネルの構造に影響を及ぼす範囲内及び崖崩れ、地滑り、液状化等により地盤が不安定な地域の道路並びに幅員が著しく狭い道路の占用は極力避けること。
- (3) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占用物件が設置されている等歩道敷に余地がない場合は車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。(令第11条の3第1項第2号イ)
- (4) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。
- (5) ガス管は、その外面から道路の境界に対し1 m以上の水平距離を有すること。
- (6) 道路に埋設する場合には、他の埋設物との離隔距離等をも考慮して、ガス管の埋設深度を1.2m以上とすること。ただし、舗装されている車道下に導管を埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（しゃ断層がある場合は当該しゃ断層、以下同じ。）の下に埋設し、管の外面と路盤の最下部との距離は、0.5m以下としないこと。
- (7) 市街地又は人家連担地区（将来において市街化又は人家連担化が予想される地区を含む。）の道路にあつては、次の事項に留意すること。
 - ア ガス管の上部に鉄板を敷設する等の方法により、ガス管を防護することとした場合の防護施設の頂部と路面との距離は0.9m以下としないこと。
 - イ 人家等から3 m以内に埋設されるガス管については、コンクリートボックスへ収容し、又は鋼矢板を打設する等の方法により漏洩したガスが人家等の側へ拡散しないような措置を講ずること。
- (8) 内圧、土圧及び輪荷重に対するガス導管の安全性を確保できるように管厚を厚くし、又はコンクリートボックスへ導管を収容する等の方法により土圧及び輪荷重の影響を緩和できるような措置を講ずること。
- (9) ガス管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合には、導管の頂部と地面との距離は、1.2 m（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合、市街地にあつては0.9m、市街地以外の地域においては0.6m）以下としないこと。
- (10) ガス管を地上に設ける場合には、その最下部と路面との距離は、5 m以上とすること。(令第11条の5第1項第3号ハ)
- (11) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について（道路橋示方書）」（平成24年2月16日付け国都街第98号、国道企第87号 国土交通省都市局長、道路局長通達）に定める自動車設計荷重245kN（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。
- (12) マンホール蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。
- (13) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、原則として道路に対して直角に横断すること。また、ガス管はさや管等の中に設置すること。
- (14) ガス管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造でなければならないこと。(令第12条3号)
- (15) 道路及び地下にある占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。
- (16) 電線、水管、下水道管、ガス供給管、その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれを取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの上部に埋設しないこと。
- (17) 名称等の明示のため、埋設管の表面に緑色の明示テープ（幅0.03m以上）を添付し、さらに埋設

管直上0.5mの位置に緑色の明示シート（幅0.4m以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならない。（令第12条2号ハ）

(18) 鉱業法及び鉱山保安法に基づくガスパイプラインについては、上記事項のほか、「ガスパイプライン技術指針暫定報告書」（平成6年3月鉱山保安技術検討委員会パイプライン保安技術部会）によること。

(19) 上記以外の取扱いについては、「高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて」（平成16年10月1日付け国道利第19号）によること。

（地下電線の占用）

第32 地下電線の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 地下電線を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、車道（歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部。以下本項において同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。（令第11条の2第1項第2号イ）

(2) 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては0.8m以下、歩道（歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分。）の地下にあっては0.6m以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。（令第11条の2第1項第2号ロ）

(3) 地下電線の外装管に使用する管は、日本工業規格（J I S）に適合する鋼管、ダクタイル鋳鉄管及び硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管とすること。

(4) (2)の規定にかかわらず、別表1に掲げる地下電線の外装管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができる。適用にあたっては次の事項に留意すること。

ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(2)によること。

イ 別表1に掲げる地下電線の外装管以外の外装管であっても、その強度及び口径が同等と認められる外装管については使用することができること。

(5) 硬質塩化ビニル管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。

(6) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について（道路橋示方書）」（平成24年2月16日付け国都街第98号、国道企第87号 国土交通省都市局長、道路局長通達）に定める自動車設計荷重245kN（衝撃荷重を含む。）に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。

(7) マンホール蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。

(8) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。

(9) 地下電線を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。（令第11の2第1項第3号）

(10) 地下電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造でなければならないこと。（令第12条第3号）

(11) 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。

(12) 名称等の明示のため、埋設管の表面に電話線にあっては赤色、電気線にあってはオレンジ色、長

野県警察にあつては金色、I.N.Cにあつては銀色、ゆうせんにあつては桃色、キャンシステムにあつては灰色、CATVにあつては空色の明示テープ（幅0.03m以上）を添付し、さらに埋設管直上0.3mの位置に定められた色の明示シート（幅0.4m以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならないこと。（令第12条第2号ハ）

(13) 地下電線をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。

ア 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあつては、路肩部の側壁と側溝との間に設けるものとする。

イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。また、占用物件の維持管理が適切にできる構造とすること。

ウ 占用工事は、原則としてトンネル築造工事と同時に行うものとする。

（石油圧送施設の占用）

第33 石油圧送施設の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上（トンネルの中を除く。）に設け、又は橋に取り付けることができること。（令第11条の5第1項第1号）

(2) 石油管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、原則として、車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路境界線との間に保安上必要な距離（導管の外面から水平距離にして道路の境界線まで1m以上）を保たせること。（令第11条の5第1項第2号イ）

(3) 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは、次に掲げるところによること。（令第11条の5第1項第2号ロ）

ア 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部と路面との距離は1.5m以下、その他の場合にあつては導管の頂部と路面との距離は1.8m以下としないこと。

イ 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物により導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は1.5m以下としないこと。

(4) 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、導管の頂部と地面との距離は、1.2m（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合にあつては、市街地にあつては0.9m、市街地以外の地域においては0.6m）以下としないこと。（令第11条の5第1項第2号ハ）

(5) 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は、5m以上とすること。（令第11条の5第1項第3号ハ）

(6) 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。（令第11条の5第1項第3号ロ）

(7) 石油管を地下に埋設する場合は次によること。

ア 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物の構造に支障を及ぼさないものであること。（令第12条第2号イ）

イ 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。（令第12条第2号ロ）

(8) 橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。（令第12条第3号）

(9) その他「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令」（昭和47年12月25日通

商産業省、運輸省、建設省、自治省 省令第2号)によること。

(10) 道路及び地下にある他の占有物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。

(11) 名称等の明示のため、埋設管の表面に黄色の明示テープ(幅0.03m以上)を添付し、さらに埋設管直上0.3mの位置に黄色の明示シート(幅0.4m以上)を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならないこと。(令第12条第2号ハ)
(注意事項)

国道交通省へ事前協議(延長500m以下を除く。)することになっているので、申請のあった場合は建設部長あて副申すること。

(かんがい用の水管の占有)

第34 かんがい用の水管の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ埋設すること。ただし、すでに他の占有物が埋設されている等歩道敷に余地がない場合は、車道の歩道寄りの地下に埋設することができること。(令第11条の3第1項第2号イ)

(2) 歩道を有しない道路にあつては、路端寄りの自動車荷重の影響の少ない場所に埋設すること。

(3) かんがい用水管(以下本項において「水管」という。)を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は1.2m(工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6m)以下としないこと。(令第11条の3第1項第2号ロ)

(4) (3)にかかわらず別表1に掲げる水管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、別表2に掲げる埋設深の値とすることができること。適用にあつては次の事項に留意すること。

ア 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況、気象状況等から、適用が不適切と判断される場合は、(3)によること。

イ 別表1に掲げる水管以外の水管であっても、その強度及び口径が同等と認められる水管については使用することができること。

(5) 使用する管は、日本工業規格(JIS)又は日本水道協会規格(JWWA)に適合する鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管、水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル、水道用ポリエチレン管、現場打ち又は既成鉄筋コンクリート管きよとすること。

(6) 水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル及び水道用ポリエチレン管は、温泉地等地温が摂氏40度を超える場所では使用しないこと。

(7) マンホールは、「橋、高架の道路等の技術基準について(道路橋示方書)」(平成24年2月16日付け国都街第98号、国道企第87号 国土交通省都市局長、道路局長通達)に定める自動車設計荷重245kN(衝撃荷重を含む。)に十分耐えられ、かつ、道路交通に対して蓋の破損及びはずれの生じない堅固な構造とすること。

(8) マンホール蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。

(9) 道路の横断箇所は最小限にとどめ、道路に対して直角に横断すること。

(10) かんがい用水管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。(令第11条の3第2項)

(11) かんがい用水管を橋又は高架の道路に取り付ける場合は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造でなければならないこと。(令第12条第3項)

(12) 道路及び地下にある他の占有物件、構造物との離隔距離は、原則として0.3m以上とすること。

(13) 名称等の明示のため、埋設管の表面に白色の明示テープ(幅0.03m以上)を添付し、さらに埋設

管直上0.3mの位置に白色の明示シート（幅0.4m以上）を敷設し、それぞれに埋設物件の名称、管理者名、埋設年、その他保安上必要な事項を表示しなければならないこと。（令第12条第2号ハ）

(14) かんがい用の水管をトンネル内に埋設する場合は、次に掲げるところによること。

ア 歩道を有する道路にあつては、歩道の地下へ設けるものとし、歩道を有しない道路にあつては、路肩部の側壁と側溝との間に設けるものとする。

イ 構造は、トンネル本体に影響を及ぼすものではなく、道路管理上支障のないものとする。また、占用物件の維持管理が適切にできる構造とすること。

ウ 原則として、占用工事はトンネル築造工事と同時に行うものとする。

（家庭雑排水の道路側溝への放流の取扱い）

第35 家庭雑排水の道路側溝への放流については認めない。ただし、合併処理浄化槽の処理水については、公益上やむを得ない場合は認めることができるものとし、その占用については次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 公共下水道が整備されるまでの期間に限ること。

(2) 浄化槽の形式等が保健所等の行う検査に合格していることが確認できること。

(3) 個人住宅又は個人経営の店舗等(店舗部の面積が23㎡程度)に限ること。ただし、食堂、レストラン、喫茶店等は認めない。

(4) 立地条件が次のすべてに該当するものに限ること。

ア 敷地が県管理の道路以外の公道に接続していないこと。

イ 汚水を地下浸透式とすることが、付近の汚染等衛生上問題があり困難であること。

ウ 既存の流末水路まで相当の延長があるため、独自の排水路を設置することが困難であること。

(5) 下流側関係住民の同意が得られること。

(6) 放流する道路側溝の流末処理に問題がないこと。

(7) 道路側溝等の流下断面に余裕があり、次のすべてに該当するものに限ること。

ア 過去に溢水したことがないこと。

イ 量的に少なく支障がないと判断できること。

ウ 将来隣接地の宅地化が進んでも問題がないと判断できること。

(8) 許可の要件が満たされたときは、次の条件を付すること。

ア 下水道が整備されたときは、速やかに原状に回復すること。

イ 県が行う道路工事の施行に際し、排水が支障となるときは、排水の自粛をする等、積極的に協力すること。

ウ 浄化槽の適正な管理を行うとともに、排水をした道路側溝等は、常に清掃をし、良好な状態に管理すること。

エ 排水を接続したことにより起因する悪臭、衛生面等一切の苦情等は申請者の責任において、すべて解決すること。

オ 他においても接続の申請がなされ、側溝断面に不足をきたすことが判明したときは、断面の変更等を申請者の負担において施行するものとする。

カ 条件を遵守しないことにより、苦情が発生し、その事実が確認されたときは、許可を取り消すことがあること。

（熱供給導管の占用）

第36 熱供給導管の占用については、義務占用物件にあたらぬが、その公益性等に鑑み、道路法33条

の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるものとし、審査にあたっては、第27「水管の占用」及び第29「ガス管の占用」を参考とすること。

(下水道暗渠に設ける電線等の占用)

第37 下水道暗渠に設ける電線等の占用については、国、地方公共団体、認定電気通信事業者等が設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 下水道暗渠に電線等を設置しようとする場合は、あらかじめ下水道管理者から協議させること。
- (2) 下水道管理者は、占用の目的を変更することについて許可を受けなければならないこと。
- (3) 下水道暗渠に設けることのできる工作物は、光ファイバー等の電線のほか、これを支持し、保護し、又は相互に接続するため工作物は、電線等と一体的なものとし、電線等の占用許可の範囲に含めるものとする。
- (4) 電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路及び電線類地中化五箇年計画において電線共同溝を整備すべき道路として位置付けられた道路については、電線共同溝が占用制限を伴って電線類の地中化を図るために特に整備される施設であること等を勘案して、電線等の地中化に支障が生ずることのないよう慎重な対応を図ることとする。

(下水道暗渠に設ける熱交換器等の占用)

第38 下水道暗渠に設ける熱交換器等の占用については、国、地方公共団体、熱供給事業者等が設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 下水道暗渠に熱交換器等を設置しようとする場合は、あらかじめ下水道管理者から協議させること。
- (2) 下水道管理者は、占用の目的を変更することについて許可を受けなければならないこと。
- (3) 熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物は、熱交換器と一体的なものとし、熱交換器の占用許可の範囲に含めるものとする。
- (4) 今後、規模、形状等が多様化することが考えられるため、取扱いについて疑義等が生じた場合は、建設部長と事前に協議すること。

法第32条第1項第3号該当物件

(鉄道の占用)

第39 鉄道の占用については、次の各号に留意すること。

- (1) 道路に鉄道を交差する場合には、法第31条の規定に基づく交差協議を行った後に占用許可申請を行うこと。ただし、踏切道にあつては、法第20条及び第31条の規定による協議で足りるのであるので留意すること。(「道路法の施行に伴う踏切道の取扱いについて」(昭和27年12月5日付け鉄総第924号)参照。)
- (2) 鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合は、鉄道事業法第61条第1項ただし書きの規定に基づく国土交通大臣の許可が必要であるため、本許可を得た後に占用許可申請を行うこと。(「鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可について」(平成13年3月16日付け国道政第11号)参照。)

法第32条第1項第4号該当物件

(公共用歩廊 (アーケード)、がんぎの占用)

第40 公共用歩廊 (アーケード) の占用については、極力抑制すること。ただし、公共性を有するもので相当の必要があって真にやむを得ないと認められるものについては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 「アーケードの設置基準」(昭和50年10月15日付け50建第481号 建設事務所長、地方事務所長、警察署長、市町村長、消防長あて住宅部長、土木部長、総務部長、警察本部長通達)(以下本項において「基準」という。)に適合するものであること。
- (2) アーケードの設置許可等は、アーケード連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものであること。
- (3) 幅員2.5m以上の歩道に設けることができること。
- (4) 路端寄りの支柱は、原則として道路敷地外に設けること。
- (5) 幅員4.0m以上の道路が交差する部分は、原則として設置しないこと。ただし、アーケードの形状、構造等又は道路の構造からみて、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがなく、道路利用者の利便が図られる等の場合は設置することもできる。(令第10条第1号ハ)
- (6) 街路樹がある場合は、生育に支障とならないように屋根の部分を後退すること。
- (7) 道路照明施設がある場合は、支障とならないように設置すること。
- (8) 既設の街路灯が設置してある場合は、原則として、これを撤去し、アーケードの下端又は支柱に添加すること。
- (9) アーケードの下に看板を添加する場合は、統一規格の自家用看板(突出看板及び立看板等のうち、沿道で営業又は事業を行う者が、自己の営業所又は自ら販売若しくは製作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの)に限るものとし、一店舗又は一事業所につき一個とする。添加する看板は、路面からの高さ2.5m以上、片面表示面積0.5㎡以下とすること。
- (10) 前号の看板を除き、広告物、垂れ幕、ポスターその他の工作物、物件等を添加しないこと。ただし、一般の慣習による一時的な飾り付け及びアーケードの出入口に表示する商店会名の看板は、この限りでない。

(日よけの占用)

第41 日よけの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路の歩道の部分に限り設けることができること。
- (2) 支柱の道路敷内への建込みは認めないこと。
- (3) 本体及びその附属物の下端は路面から2.5m以上とすること。
- (4) 道路における日よけの出幅は、1.0m以下とすること。
- (5) 巻き上げ装置は、道路に突き出さないこと。
- (6) 日よけの材質は、布、ビニール等で難燃性のものとし、色は、信号機表示と区別できる色を用いるものとする。
- (7) 車道に面する部分及び側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。
- (8) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなる場所には、設置しないこと。
- (9) 日よけには広告物等を添加しないこと。

法第32条第1項第5号該当物件

(地下街、地下駐車場の占用)

第42 地下街及び地下駐車場の占用については、「地下街の取扱いについて」(昭和48年7月31日付建設省都計発第71号)及び「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日付建設省都計発第60号、道政発第53号、住指発第554号)によらなければならない。

(注意事項)

地下街については、国土交通省に事前に協議することになっているので、申請のあった場合は、建設部長あて副申すること。

(通路の占用)

第43 沿道の家屋及び事業所等から、道路に出入りするために設ける通路の占用は、他に出入りする道路がない場合に限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 設置場所等に関する事項は、「道路自営工事承認基準」(平成13年3月30日12道維第506号)の第4出入口設置工事(1)から(6)によるほか、構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書の提出を求めて行うこと。
- (2) 占用部分は通路に限り、必要最小限度のものとする。
- (3) 占用部分以外の道路区域は道路管理者が管理するので、占用部分を明確にするとともに、管理上支障がなくかつ占有者に不法に使用されないことがない構造とすること。

(地下通路の占用)

第44 地下通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るものであること。
- (2) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を保有していること。
 - ア 官公署の施設
 - イ 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設
 - ウ 病院、その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設
 - エ 百貨店及びこれに類する施設
 - オ 都市計画施設及び市街地再開発事業による施設
 - カ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設
- (3) 通路の設置は、既存の諸施設又は公共・公益施設の整備計画等に支障を及ぼさないこと。
- (4) 通路は、原則として道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
- (5) 通路の設置位置は、危険物の地下貯蔵所(ガソリンスタンド等)から、水平距離で10m以上あること。
- (6) 通路の幅員は、3.0m以上とすること。

- (7) 地下通路の出入口を地上に設ける場合においては、法敷又は歩道内の車道寄りに設けるものとし、かつ、歩道に設ける場合にあつては、当該歩道の一侧が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道の通行することができる路面の幅員は、歩行者道にあつては3.0m以下、自転車歩行者道にあつては3.5m以下としないこと。ただし、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。(規則第4条の4の3第1項1号)
- (8) 電線、水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの(各戸に引き込むためのもの及びこれらを取り付けられるものに限る。)が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。(規則第4条の4の3第1項第2号)
- (9) 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5m(公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、2.5m)以下としないこと。(規則第4条の4の3第1項第3号)
- (10) 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。こと。(規則第4条の4の3第2項)
- ア 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生じる応力に対して安全なものであること。
- イ 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。
- ウ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。
- エ 排水溝その他適当な排水施設を設けること。
- (11) 構造審査にあつては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。
- (12) 維持管理体制が整っていること。
- (13) 地下街又は公共地下道と沿道建築物とを連結するための通路占用については、「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日付建設省都計発第60号、道政発第53号、住指発第554号)によらなければならない。

(横断橋の占用)

第45 横断橋の占用については、横断橋の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るものであること。
- (2) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を保有していること。
- ア 官公署の施設
- イ 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設
- ウ 病院、その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設
- エ 百貨店及びこれに類する施設
- オ 都市計画施設及び市街地再開発事業による施設
- カ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設
- (3) 道路施設である横断歩道橋から原則として100m以上離れていること。
- (4) 構造は、立体横断施設技術基準(昭和53年3月22日付け建設省都街発第13号、建設省道企発第14号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)によるほか、次に掲げるところによること。
- ア 主要な部分は、鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとする。こと。
- イ 横断橋は、原則として道路の中心線に対して直角に架設し、橋げたの下端は、路面から4.7m以

上とすること。

ウ 階段、橋脚は、道路敷地外に設けること。ただし、やむを得ず道路敷地内に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることとし、残余有効幅員は歩行者道にあっては3.0m以下、自転車歩行者道にあっては3.5m以下としないこと。ただし、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

エ 橋脚の設置が前ウによりがたい場合であって、1.5m以上の中央分離帯のある道路においては、中央分離帯内に設置することができること。

オ 横断橋には、歩行者の危険を防止するため、照明灯、高欄及び手すりを設けること。

(5) 構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。

(6) 広告物等を添加しないこと。

(上空通路の占用)

第46 道路の上空を横断して設ける上空通路（以下本項において「通路」という。）の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（平成30年7月11日国道利第7号）によらなければならない。

(1) 通路の設置許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものであること。

(2) 原則として常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るものであること。

(3) 上空通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を保有していること。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設

ウ 病院、その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ 百貨店及びこれに類する施設

オ 都市計画施設及び市街地再開発事業による施設

カ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設

(4) 通路を設けることができる道路は、原則として、緊急輸送路以外の道路とすること。

(5) 通路は、路面に対してほぼ水平とし、原則として道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。

(6) 通路を同一建築物に2個設ける場合は、一方の垂直投影上の範囲内に設けること。

(7) 通路の支柱は、道路の敷地内に設けないこと。

(8) 構造は、鉄骨、鉄筋コンクリート又は、鉄骨鉄筋コンクリート造りとし、地震、強風等により、窓ガラス、屋根の堆雪、氷等が路面に落下しないものであること。

(9) 構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。

(10) 通路には、ガス管、水管、熱供給管、高压電線等又は広告物等を添加しないこと。

(屋上連結通路の占用)

第47 建築物の屋上を連結する通路の占用については、前項の「上空通路の占用」によるほか、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日付建設省政発第107号）によらなければならない。

(貯水槽の占用)

第48 貯水槽の占用については、地方公共団体又は消防署長等が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 設置位置は、高架道路下、緑地帯等の道路の有効幅員外であること。
- (2) 構造は、鉄骨、鉄筋コンクリート、強化プラスチック等とし、その頂部と路面との距離は、道路管理上支障のない程度とすること。

(浄化槽の占用)

第49 浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽の占用については、工事实施上やむを得ない場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 設置位置は、法敷、高架道路下、緑地帯等の道路の有効幅員外であること。ただし、個人住宅等であって、工事实施上やむを得ない場合は、歩道下まで設置することができること。
- (2) 浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによること。（浄化槽法第4条第2項）
- (3) 浄化槽工事の技術上の基準は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省、建設省令第1号）によること。（浄化槽法第4条第5項）
- (4) 浄化槽の頂部と地表面との距離は、道路管理上支障のない程度とすること。ただし、歩道下においては、その頂部と路面との距離は、1.2m（工事实施上やむを得ない場合にあつては、0.6m）以下としないこと。
- (5) 歩道内にはマンホール等を設置しないこと。

法第32条第1項第6号該当物件

(露店、屋台店の占用)

第50 露店、屋台店の占用については、道路管理上及び道路交通上支障となる場合が多いので、認めない。ただし、社会の慣習上やむを得ないものであって一時的なものは、この限りではない。

(商品置場等の占用)

第51 商品置場、新聞置場、宝くじ売場、靴みがき、コインロッカー、自動販売機等の占用については、道路管理上及び道路交通上支障となる場合が多いので、原則として認めない。ただし、自動販売機の占用については、次の各号に十分留意した上で、認めることができるものとする。

- (1) 自動販売機の設置が運転者の視線を誘導したり、死角を生じさせることで交通事故を誘発する可能性がないこと。
- (2) 自動車専用道路の無人PAや道の駅等、道路利用者の利便増進に資すると認められる場合であること。
- (3) 道路管理者が設ける自動車駐車場が整備されており、道路利用者のためのトイレ等の休憩機能が備わっている場所であること。
- (4) (3)の場所周辺に24時間利用できる自動販売機が設置されておらず、占用希望箇所に自動販売機を設置することにより、道路利用者の利便増進に資する場所であること。
- (5) 自動販売機が24時間利用可能な場所であること。
- (6) 自動販売機が設置されたことにより発生するごみについては、ごみ箱の機能を備え付けるなど、周

辺の美観を損なうことのないようにすること。

(7) 占用許可し、設置された自動販売機の周辺に、新たに24時間利用できる自動販売機が設置された場合には、原則として、占用許可の更新は行わないこと。

(8) 設置台数は必要最小限とすること。

(ごみ置場の占用)

第52 ごみ置場等の占用については、地方公共団体又は区（町会）が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 占用の場所は、法敷とすること。ただし、やむを得ない場合は、側溝上まで認めることができること。

(2) 次に掲げる場所には、設置してはならない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内

イ 横断歩道（歩道橋を含む。）又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ5m以内

ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5m以内

エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5m以内

オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10m以内

カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10m以内

キ 道路の立体交差部

ク その他の道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所

(3) 都市の美観衛生を損なわないための十分な維持管理体制が整っていること。

法第32条第1項第7号（令第7条第1号）該当物件

(突出看板等の占用)

第53 建物、へい、その他の道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置され道路区域内に突出する看板の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 突出看板については、自家用看板（突出看板及び立看板等のうち、沿道で営業または事業を行う者が、自己の営業所又は事業所若しくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標又は自ら販売若しくは製作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの）に限るものとし、一の営業所又は事業所若しくは作業所につき2個以内とすること。ただし、表示面積0.5㎡以下の看板は個数に含めない。

(2) 看板の下端は、歩道上にあつては路面から2.5m以上、歩道を有しない道路にあつては路面から4.7m以上とし、その出幅は路端から1.0m以下とすること。

(3) 看板を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地以外に設けること。

(4) 突出看板の地色は、原則として白色又は淡色に限ることとし、信号機又は道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げないこと。

(5) 板面は、回転式、電光式又は反射材料式としないこと。

(6) 突出看板のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めること。

- (7) 構造審査は、材料及び添加主体の強度計算書及び安定計算書の提出を求め、「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号、建設省道企発第50号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)及び「長野県土木事業設計基準」に準じ行うこと。

(添加看板等の占用)

第54 電柱、街灯、標識、その他道路区域内の工作物又は物件に添加する看板(以下「添加看板」という。)又は巻き付ける看板(以下「巻付看板」という。)、広告用の幕、旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するものの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加看板等(巻付看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板を除く。)の下端は、歩道上にあっては、路面から2.5m以上、歩道を有しない道路にあっては、路面から4.7m以上とすること。
- (2) 柱類に添加する添加看板の大きさは、縦1.2m以内、横0.6m以内とし、巻付看板は、幅0.33m以下、長さ1.5m以下とし、その下端は路面から1.2m以上とし、上端は3.2m以下とすること。(屋外広告物条例施行規則第2条第1項第2号及び3号)
- (3) 添加看板等は1柱につき1個(巻付看板にあっては1.0㎡の範囲内において2面まで掲出することができる。)に限るものとする。ただし、市街地を形成している区域内の道路にあっては、1柱につき、添加看板1個、巻付看板1個とすることができるが、この場合において巻付看板は1面とし、車両進行方向対面へ掲出してはならないこと。
- (4) 歩道上の柱類に添加する場合は車道側に突き出ないこと。
- (5) 添加看板等の相互間の距離は、道路1側につき20m以上とすること。
- (6) 添加看板等は、工作物又は物件に直接添付又は塗装したものであってはならないこと。
- (7) 消火栓標識に添加する看板は、幅0.8m以下、長さ0.4m以下とすること。
- (8) 次に掲げる場所等には、設置してはならないこと。
 - ア 橋、トンネル、高架構造(横断歩道橋を含む。)の道路及び分離帯の施設
 - イ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒どめの類及び距離標の類
 - ウ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔及びこれらに類する物件
 - エ 車両等が徐行する必要のある曲がり角及び急勾配の坂
 - オ 橋(長さ20m以下のものを除く。)及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内、警戒標識、規制標識(駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。)及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内
 - カ 車道幅員5.5m以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内
 - キ 道路の立体交差部
 - ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所
- (9) 添加看板等の地色は、原則として白色又は淡色に限ることとし、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないこと。
- (10) 添加看板は、電光式、照明式又は反射材料式でないこと。ただし、防犯灯付き広告看板については、広告主体、広告内容について営利性がなく、交通安全や公衆の利便に著しく寄与する場合は、認めることができるものとする。
- (11) 添加看板等のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めること。
- (12) 構造審査は、材料及び添加主体の強度計算書及び安定計算書の提出を求め、「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号、建設省道企発第50号 長野県知事あて建設省都市局長、

道路局長通知) 及び「長野県土木事業設計基準」に準じ行うこと。

(立看板の占用)

第55 立看板の占用については、国、地方公共団体又はこれに準じる団体が公益的で設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 立看板は、催物、集会等のために一時的に設けるものとし、その大きさは、縦2.0m、横1.0m以内とすること。
- (2) 設置の場所は、法敷、側溝上とすること。ただし、横0.5m以内の立看板にあつては、歩道の残余有効幅員が2.0m以上ある場所の歩道の車道寄りに設置できること。
- (3) 次に掲げる場所等には、設置してはならないこと。
 - ア 橋、トンネル、高架構造（横断歩道橋を含む。）の道路及び分離帯の施設
 - イ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒どめの類及び距離標の類
 - ウ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔、及びこれに類する物件
 - エ 車両等が徐行する必要がある曲がり角及び急勾配の坂
 - オ 橋（長さ20m以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内、警戒標識、規制標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内
 - カ 車道幅員5.5m以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内
 - キ 道路の立体交差部
 - ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所。ただし、歩行者用の案内標識で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがなく、道路利用者の利便が図られる等の場合は、道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分に設置することもできる。（令第10条第1号ハ）
- (4) 立看板の地色は、原則として白色又は淡色に限ることとし、信号機又は道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げないこと。
- (5) 立看板は、電光式、照明式又は反射材料式であつてはならないこと。
- (6) 立看板のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮すること。

(著名地点等の案内板の占用)

第56 著名地点、準著名地点又は主要地点等の案内板の占用については、国、地方公共団体又はこれに準じる団体が、一般通行者の利便に供する目的で設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 「道路標識における目標地点名について」（昭和62年5月20日付62道維第93号 建設事務所長あて土木部長通知）で定める著名地点等を表示できること。
- (2) 前号で定める地点名のほか、次に掲げる公共施設又は公共的施設で不特定多数の人が利用するものに限り表示することができること。
 - ア 駅、バスターミナル、空港、公共駐車場等の交通施設
 - イ 公園、動物園、美術館、図書館、文化会館等の文化施設
 - ウ 名所、旧跡
 - エ 展望台、湖沼、ダム、滝等の観光地
 - オ 官公署（所）、病院、学校等の公共又は公共的施設
 - カ 体育館、運動場等の体育施設

(3) 案内板の設置場所、設置方法及び表示板・文字の寸法は、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」(昭和35年12月17日建設省令第3号)、「道路標識における目標地点名について」及び「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号、建設省道企発第50号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)によらなければならないこと。ただし、一又は複数の市町村の区域において、統一的に設置されるものについてはこの限りではない。

(注意事項)

ただし書の場合、当分の間、建設部長と事前に協議すること。

(4) 構造審査は、材料及の強度計算書及び安定計算書の提出を求め、「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号、建設省道企発第50号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)及び「長野県土木事業設計基準」に準じ行うこと。

(5) 次に掲げる場所等には、設置してはならない。

ア 信号機、既設の道路標識の効用を阻害する場所及び交差点、曲がり角等見通しを妨げる場所

イ 将来、道路管理者が案内標識を設置する予定の場所

ウ その他道路管理上特に支障を及ぼす場所。ただし、歩行者用の案内標識で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがなく、道路利用者の利便が図られる等の場合は、道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分に設置することもできる。(令第10条第1号ハ)

(注意事項)

既設のもので、形式等がこの基準に適合しないものについては、適合するよう指導すること。

(駐車場の案内板の占用)

第57 駐車場の案内板の占用については、駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場経営者が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 設置位置は建築限界をおかさない位置とし、原則として歩道を有する道路の歩道上に設けるものとする。

(2) 当該駐車場の出入口から100m以内に設けること。

(3) 原則として、1駐車場につき2本以内とする。

(4) 案内板の大きさは、縦0.6m以内、横0.5m以内とし、突出板の下端は、歩道上にあつては、路面から2.5m以上とすること。

(5) 電光式又は反射材料式としないこと。

(6) 構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書の提出を求め、「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号、建設省道企発第50号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)及び「長野県土木事業設計基準」に準じ行うこと。

(消防水利標識等の占用)

第58 消防水利標識又は消火栓標識の占用については、消防機関が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道を有する道路で歩道幅員が3.0m以上の場所にあつては、車道寄りとし、突出方向は民地側とすること。歩道幅員3.0m未満の場所にあつては、民地寄りに設けるものとする。

(2) 歩道を有しない道路にあつては、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあつては、路端寄りとすることができること。

(3) 設置位置は、建築限界をおかさない位置とすること。

(4) 消防水利施設又は消火栓から、原則として5m以内の位置に設けること。

- (5) 信号機又は道路標識の効用を阻害する場所、その他道路交通上特に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- (6) 標示板の大きさ及び図案は、図-3、図-4のとおりとすること。

消防用水利標識姿図

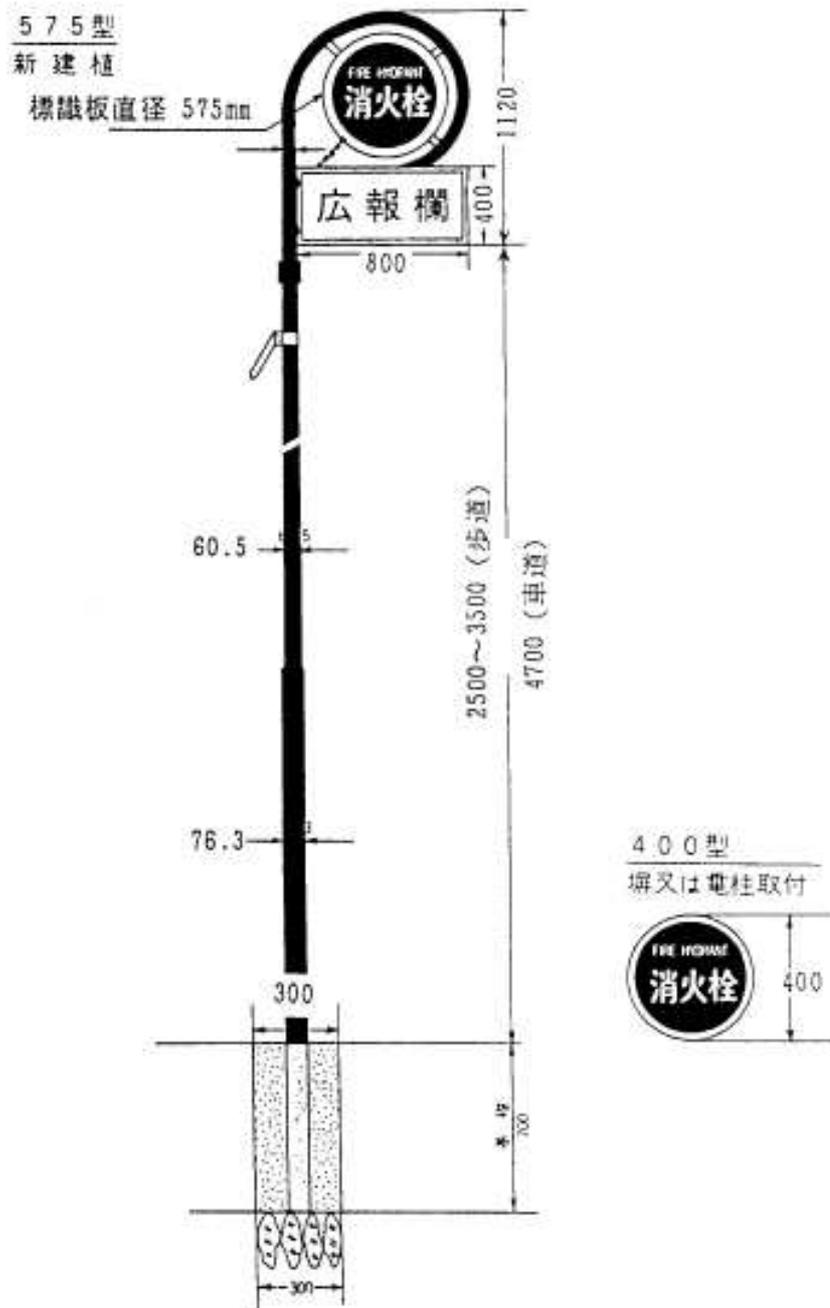
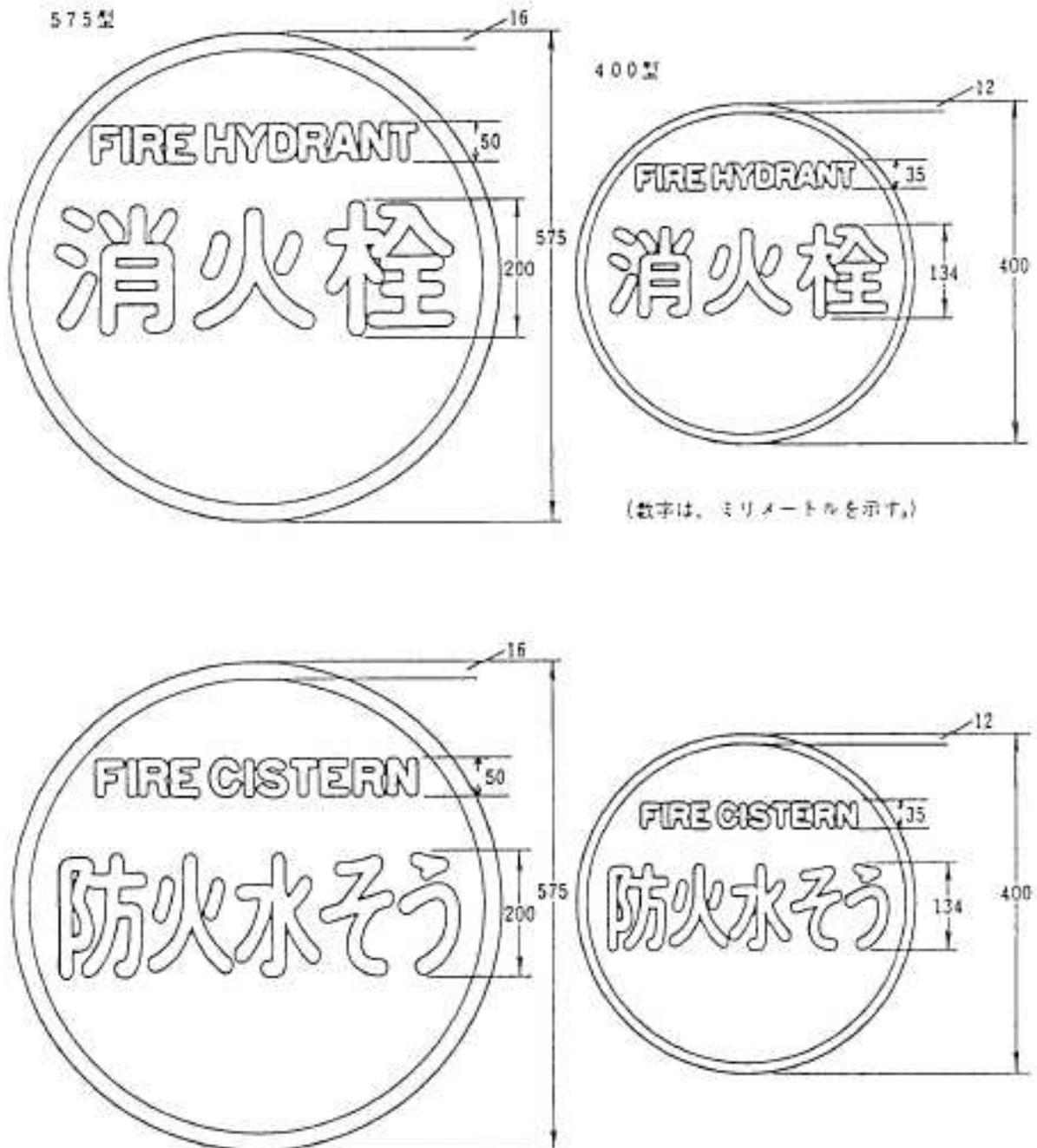


図-3

消防法第20条第2項に規定する消防水利の標識



色彩：文字及び縁を白色、地を赤色とする。

(バス停留所標識の占用)

第59 バス停留所標識の占用については、路線バス事業者が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 停車したバスの車体が、街角、消火栓、横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下通路及び地下鉄出入口から5m以上の距離を保つことができる位置に設けること。
- (2) 歩道を有する道路にあつては、歩道の車道寄りとする。この場合において建築限界をおかさない位置とし、歩道の残余有効幅員は1.5m以上ある場所とすること。
- (3) 歩道を有しない道路にあつては、法敷上、側溝その他建築限界をおかさない位置とすること。
- (4) 同一路線バスの標識は、同型のものとする。
- (5) 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統合すること。
- (6) 標識の上端は、路面から3.0m以下とすること。
- (7) 標識の幅は、0.45m以下とすること。
- (8) 建込式にあつては、長野県設計基準「道路付属物の基礎」に準じた構造とすること。
- (9) 照明式バス停留所の電気配線は、支柱内処理し、地下に埋設すること。

(バス停留所標識に添加する広告の占用)

第60 バス停留所標識に添加する広告の占用については、標識の占用者である路線バス事業者が添加するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 計画的に標識の整備を行う場合であること。
- (2) 添加広告の掲出面積は、表示板(片面)の高さの3分の1以内とし、表示板の最下段に掲出すること。ただし、照明式にあつては、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限ること。
- (3) 地色は、白とすること。

(バス停留所の上屋に添加する広告の占用)

第61 バス停留所の上屋に添加する広告の占用については、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第26号)によらなければならない。なお、広告を添加しようとする者が占用主体となり占用許可申請を行うが、バス事業者が自ら広告を添加する場合も含まれるものとする。

(掲示板等の占用)

第62 掲示板、表示板等の占用については、国又は地方公共団体が設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 掲示板等は、路端寄りに設けること。ただし、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示板については、やむを得ない場合歩道内の車道寄り、横断歩道橋の階段下の部分に設けることができること。
- (2) 設置位置は建築限界をおかさないこと。
- (3) 掲示板等は、高さ2.0m以下、長さ1.5m以下、幅0.3m以下とすること。ただし、公職選挙法第144条の2に基づき選挙管理委員会が設置するポスター掲示板については、道路管理上支障のない大きさとし、必要な期間に限り認めることができる。

- (4) 構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。基礎構造については、長野県設計基準「道路付属物の基礎」に準じた構造とすること。
- (5) 占用者名及び掲示事項以外の広告物等を添加しないこと。

(旗ざおの占用)

第63 旗ざおの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路敷の占用は、認めない。ただし、祭礼、縁日等の短日ものに限り認めることができること。
- (2) 歩道を有する道路にあつては、歩道内の民地に接した場所とし、歩道を有しない道路にあつては、法敷とすること。
- (3) 歩道を有する道路にあつては、旗の下端の出幅は0.6m以下とすること。歩道を有しない道路にあつては、車道部（路肩を含む。）をおかしてはならない。
- (4) 次の各号に掲げる場所等には、設置してはならない。
 - ア 橋梁、トンネル、高架構造（横断歩道橋を含む。）の道路及び分離帯の施設
 - イ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒どめの類及び距離標の類
 - ウ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔、及びこれらに類する物件
 - エ 車両等が徐行する必要がある曲がり角及び急勾配の坂
 - オ 橋梁（長さ20m以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内、警戒標識、規制標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内
 - カ 車道幅員5.5m以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内
 - キ 道路の立体交差部
 - ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所
- (5) 旗の色は、原則として白色又は淡色に限ることとし、信号機又は道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げないこと。

(パーキングメーターの占用)

第64 パーキングメーターの占用については、公安委員会が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路交通法第49条に基づき公安委員会が時間制限駐車区間規制の実施をしようとするときの必要な一般的基準を定めている「時間制限駐車区間規制の実施（以下本項において「基準」という。）（昭和62年1月5日付警察庁丙規発第2号）の道路条件、道路の構造及び路外駐車場との関係において、設置の対象となる道路に限ること。（基準第4）
- (2) 関係者との協議が成立していること。（基準第8）

(幕の占用)

第65 幕の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準じる団体が啓蒙活動のために設けるもの又は祭礼、縁日、催物等で短日のものに限り認めることができること。
- (2) 幕の大きさは、幅1.0m以下とすること。
- (3) 支柱は、法敷又は民地に設置すること。
- (4) 幕の下端は、車道上にあつては路面から4.7m以上とし、歩道上は路面から2.5m以上とすること。

(5) 次に掲げる場所等には、設置してはならないこと。

- ア 橋梁、トンネル、高架構造の道路及び分離帯の施設
- イ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒どめの類及び距離標の類
- ウ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔、及びこれらに類する物件
- エ 車両等が徐行する必要がある曲がり角及び急勾配の坂
- オ 橋梁（長さ20m以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内、警戒標識、規制標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内
- カ 車道幅員5.5m以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内
- キ 道路の立体交差部
- ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所

(6) 幕の地色は、原則として白色又は淡色に限ることとし、信号機又は道路標識に類似し又はこれらの効用を妨げないこと。

(7) 横断歩道橋、道路情報板への添加は、啓蒙活動に関するものに限り認めることができること。

(アーチの占用)

第66 アーチの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) アーチの占用は、認めない。ただし、祭礼、縁日、催物等で短日のものに限り認めることができること。
- (2) 車道を横断するものであってはならないこと。ただし、県道のうち車道幅員6.0m以下の道路であって、交通量が少なく交通安全上支障のないものはこの限りでない。
- (3) 道路を横断する部分の下端は、車道上にあっては路面から5.0m以上、歩道上にあっては路面から3.5m以上とすること。
- (4) 基礎は、民地又は法敷とすること。
- (5) 次に掲げる場所等には、設置してはならない。

- ア 橋梁、トンネル、高架構造（歩道橋を含む。）の道路及び分離帯の施設
- イ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒どめの類及び距離標の類
- ウ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔、及びこれらに類する物件
- エ 車両等が徐行する必要がある曲がり角及び急勾配の坂
- オ 橋梁（長さ20m以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内、警戒標識、規制標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内
- カ 車道幅員5.5m以上の道路が交差点若しくは連結している交差点又は横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内
- キ 道路の立体交差部
- ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所

(6) 構造審査にあたっては、材料の強度計算書及び安定計算書を提出させて行うこと。

(7) アーチのデザイン等については、美観風致を十分考慮して定めること。

(バナーの占用)

第67 バナーの占用については、国又は地方公共団体並びにそれに準ずる地域団体が、長野県とスポー

ツ関係7団体が締結した「スポーツによる元気な信州づくり包括連携協定」(以下協定という。)の目的達成のため、継続的、反復的に道路を活用して設置及び管理するものに限るものとし、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 設置場所は、道路管理者が設置した道路照明及び占用許可がなされている街灯及び取付金具に添加するものとする。
- (2) バナーの大きさは、1個につき縦2.0m横1.0m以内とする。
- (3) 1本の街灯について設置できるバナーは2個までとする。
- (4) 歩道を有する道路の歩道の部分に限り設けることができる。
- (5) 本体の下端は、路面から2.5m以上とし、車道にはみ出さないよう固定するものとする。
- (6) バナーには、企業名等の広告物を表示してはならない。ただし、協定関係7団体に係る表示については、最小限度において、チーム名称等を表示できるものとし、その表示面積は、バナーの面積の1/5以内とする。なお、この場合におけるチーム名称等の表示位置は、原則としてバナーの下部とする。
- (7) 意匠及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機又は道路標識の効用を妨げないものとする。
- (8) 許可期間は3か月以内とする。ただし、合理的な理由がある場合は、更新を妨げないものとするが、各競技シーズン期間中を限度とする。
- (9) デザイン、色彩及び表示内容については、景観を阻害しないとともに屋外広告物及び景観担当部局と十分調整し、屋外広告物条例などに抵触しないこと。
- (10) バナーの設置期間中は、点検要員を巡回させ、適正な維持管理を行い、汚損したものは速やかに撤去、取り替えを行うこと。

法第32条第1項第7号(令第7条第2号)該当物件

(太陽光発電設備及び風力発電設備の占用)

第68 太陽光発電設備及び風力発電設備の占用については、「道路法施行令の一部改正について」(平成25年3月1日付け国道利第10号)の別紙1「発電設備の占用許可基準について」によらなければならない。

法第32条第1項第7号(令第7条第4号)該当物件

(工事中板囲、足場の占用)

第69 家屋、しょう壁等の工事に伴う足場、仮囲い、落下物防護用施設(朝がお)の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路では、歩道上とし、その出幅は路端から1.0m以下で有効幅員の3分の1以下とすること。歩道を有しない道路では、路端から1.0m以下とすること。ただし、落下物防護用施設物については、必要な出幅とすることができること。
- (2) 掛け足場を設ける場合は、歩道上では路面から3.0m以上、歩道を有しない道路では、路面から4.7

m以上とすること。

- (3) 落下物防止用施設については、その高さは、歩道上では3.0m以上、歩道を有しない道路では5.0m以上とすること。
- (4) 歩道又は車道の幅員が狭くなることによる交通の支障についての安全対策を講じること。
- (5) 仮囲いに取り付ける出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。
- (6) 仮囲いには、法令の定め又は監督官公署の指示による表示及び施工主、請負業者名の表示（必要最小限に限る。）以外のものを掲出しないこと。
- (7) 仮囲いは、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておくこと。
- (8) 掛け出足場、落下物防止用施設の下には、必要による照明施設を設けること。
- (9) 広告物等を添加しないこと。

（こ道構台の占用）

第70 こ道構台の占用については、原則として、落下物防止の目的で設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道を有する道路の歩道上に設けるものとし、残余有効幅員は、歩行者道にあつては1.5m以上、自転車歩行者道にあつては2.0m以上ある場所とすること。
- (2) 支柱の一方は、車道寄りに、他の一方は、道路敷地外又は仮囲いの中に設けること。
- (3) 構造物の下端は、路面から3.0m以上とし、頬づえを設ける場合は、その下端は路面から2.5m以上とすること。
- (4) 屋根は、路端側に傾斜させること。
- (5) 交差点、曲がり角等の見通しを妨げないものであること。
- (6) 構台の下には、適当な照明施設を設けること。
- (7) 広告物等を添加しないこと。

（詰所の占用）

第71 公共事業及び公益事業のための工事に伴い現場監督員が待機する詰所及び便所の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 橋詰広場、法敷、高架道路下等道路の有効幅員外に設けること。
- (2) 規模は、現場監督員が待機するのに必要な最小限のものとする。
- (3) 出入口は、道路敷地外又は仮囲いの中に設けること。
- (4) 雨水又は汚水の処理については、道路の構造及び道路交通に支障を及ぼさないこと。
- (5) 広告物等を添加しないこと。

（アースアンカーの占用）

第72 アースアンカーの占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 沿道掘削工事が、土留の安全性、周辺地盤への影響、工事期間等を総合的に勘案して、土留工法としてアースアンカーを用いることがやむを得ない場合であること。
- (2) 沿道掘削工事が、アースアンカー工法以外の土留工法では施工できない場合であること。
- (3) アースアンカーの設置位置は、原則として路面からの距離を3.5m以上離すこと。
- (4) アースアンカー設置時及び存置期間中に、既設の埋設占用物件等に影響を及ぼさない範囲の離隔が保たれていること。
- (5) アースアンカー存置期間中に、施工を予定している他の埋設工事等に支障を及ぼさない範囲の離

隔が保たれていること。

(6) 除去式アースアンカー工法（アースアンカーの撤去時に、最低限度引張材は残すことなく除去する工法）であること。

(7) 許可申請の際に、次の各号の書類を添付させること。

ア 沿道掘削工事の工事概要書

イ 土留計画書

ウ アースアンカー工法採用理由書

エ アースアンカー工事の施工計画書及び工程表

オ 土留計算書（アースアンカー設計計算を含む。）

カ 採用する除去式アースアンカー工法の実績調査書

キ 既設の埋設占用物件等の位置とアースアンカーとの離隔距離の関係を明示した図面

ク アースアンカー存置期間中において、他の埋設工事計画等に対して、影響範囲内で競合しないこと若しくは支障を及ぼさないことの調整ができていない旨を証明する文書又は協議録

(8) 許可の要件が満たされた時は、次の条件を付すること。

ア 施工に際しては、申請書に記載又は添付した施工方法説明書及び図面のとおり施工し、施工時期その他施工の詳細については指示に従うこと。

イ 工事着手前、施工区域内の道路幅員と、当該道路の掘削側官民境界線から交差道路及び枝道上50メートル付近の不動目標物までの視距を測定した図面及び現況写真を提出すること。

ウ 工事着手前、施工区域内の街路境界石、官民境界石、歩道境界石等の上端に測点を設け、標高を東京湾中等潮位（誘導した水準点の位置を明記すること。）により標示した図面を提出すること。

エ 道路幅員及び標高の測定結果図は、隔月ごとに提出すること。

オ アースアンカーの撤去（引張り材の除去）は、工程表に定められた時期を厳守すること。

カ 引張り材の除去跡の空隙は、セメントミルク等により確実に充填すること。

キ すべての引張り材の除去を確実にを行うため、アースアンカー設置時の施工管理には十分留意すること。

ク アースアンカーの設置及び除去時においては、引張り材の本数、長さの確認できる施工記録、写真等を提出し、検査を受けること。

ケ 緊急事態等による道路上の施工のため、アースアンカーを撤去する必要性が生じたとき若しくはアースアンカーによる引張力の確保が困難になった場合には、指示に従い、速やかに土留の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

コ 工事の期間中は、安全対策に万全を期すること。また突発事故の発生に対処できる態勢を整えておくこと。

法第32条第1項第7号（令第7条第5号）該当物件

（工事用材料の占用）

第73 材料（土石、竹木、瓦その他の工事用材料）置場の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 材料置場の占用は、認めない。ただし、一時的なもので必ず撤去される見込みがあるものに限り

認めることができること。

(2) 占用場所は、法敷、高架道路下等の道路の有効幅員外とすること。

(3) 次に掲げる場所等には、設置してはならない。

ア 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内

イ 横断歩道（歩道橋を含む。）又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ5m以内

ウ 道路標識、交通信号機、消火栓、消火栓標識の前後それぞれ5m以内

エ 地下横断通路及び地下鉄の出入口の前後それぞれ5m以内

オ バス停留所及び停留所の停車帯の前後の側端から5m以内又は停留所を表示する表示板が設けられている位置から10m以内

カ 橋梁、トンネル及び踏切の前後の側端からそれぞれ10m以内

キ 道路の立体交差部

ク その他道路管理上又は道路交通上特に支障を及ぼす場所

(4) 材料置場は必要最小限の広さとし、工事完了の期間内とすること。

(5) 材料の外周は板等で囲み、材料の散乱を防止すること。

法第32条第1項第7号（令第7条第6号）該当物件

（仮設店舗その他の仮設建築物の占用）

第74 防火地域内に存する建築物を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物を建築する場合において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物（以下「仮設店舗等」という。）の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は、次のとおりとすること。（令第11条の2第1項第1号）

ア 道路の1側に設ける場合は12.0m以上

イ 道路の両側に設ける場合は24.0m以上

(2) 法面、側溝上の部分又は歩道上の部分（道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分）であること。（令第11条の7第1項第2号）

(3) 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。（令第11条の7第1項第3号）

(4) 建築物の出幅（奥行）は4.0m以下、長さ（間口）は既存建築物の間口以下とすること。（令第11条の7第1項第4号関係）

(5) 仮設店舗等は、原則として連続建で、かつ、2階建を限度とすること。

(6) 出入口は、原則として歩道上へ設けること。

(7) 路面及び側溝の流水を妨げない構造とすること。

(8) 仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないように措置すること。

(9) 仮設店舗等には、店舗名及び業種名以外の広告物等の添加を認めないこと。

法第32条第1項第7号（令第7条第7号）該当物件

（一時収容施設の占用）

第75 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施工区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 一時収容施設を設けることができる道路の幅員は、次のとおりとすること。（令第11条の7第1項第1号）
 - ア 道路の1側に設ける場合は12.0m以上
 - イ 道路の両側に設ける場合は24.0m以上
- (2) 法面、側溝上の部分又は歩道上の部分（道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分）であること。（令第11条の7第1項第2号）
- (3) 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。（令第11条の7第1項第3号）
- (4) 建築物の出幅（奥行）は4.0m以下、長さ（間口）は既存建築物の間口以下とすること。（令第11条の7第1項第4号関係）
- (5) 一時収容施設は、原則として連続建で、かつ、2階建を限度とすること。
- (6) 出入口は、原則として歩道上へ設けること。
- (7) 路面及び側溝の流水を妨げないこと。
- (8) 一時収容施設の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないように措置すること。

法第32条第1項第7号（令第7条第8号）該当物件

（食事施設等の占用）

第76 食事施設等の占用については、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）の1及び別紙「食事施設等の占用許可基準等について」によらなければならない。

法第32条第1項第7号（令第7条第9号）該当物件

（トンネルの上に設ける施設の占用）

第77 トンネルの上に設ける施設の占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 原則として認めない。
- (2) トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。
- (3) トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。
- (4) 電柱、電線若しくは公衆電話所又は水管、下水道管若しくはガス管については、トンネルの上以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

(高架道路の路面下に設ける施設の占用)

第78 高架下の占用は、法第32条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架下に設けられる工作物又は施設で、その合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものについては、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」に限ることとする道路占用許可基準を適用しないこととし、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めることができる。

なお、「合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの」とは、まちづくりや賑わいの創出等の観点から、占用させることがふさわしいと認められるものを指す。

また、法第32条第1項第1号から第4号までに掲げる工作物、物件もしくは施設、同項第7号に掲げる物件のため的高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められているものであるが、まちづくりや賑わい創出等の観点からその有効活用が必要と認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めて差し支えないものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先すること。
- (2) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる高架下について、道路管理者は、必要に応じ、高架下利用計画を策定すること。高架下利用計画を策定した場合には、これに沿って、占用許可を取り扱うこと。
- (3) 高架下利用計画の策定及び高架下等における占用許可に当たっては、道路構造や交通への支障のほか、まちづくり等の観点から、総合的に判断すること。
- (4) 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。

イ 緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約30mごと、その他の地域にあつては約50mごとに横断場所を確保しておくこと。

ウ 高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。

エ 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

オ 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。

カ 天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること。

キ 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5m

以上空けること。

ク 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

ケ 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

コ 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

サ 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

シ 次に掲げる物件の占有は、許可しないものとする。

(ア) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

(ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

(5) 占有の期間については、占有の目的、占有の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

(6) 高架下の占有主体については、占有の目的、占有の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占有物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、高架下の占有により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

ア 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検

イ 高架の道路からの落下物の有無の点検

ウ 不法占有、不法投棄、落書き等の有無の点検

エ 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理

オ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

(7) 占有の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占有の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

ア 道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

イ 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。

ウ 必要に応じ、当該占有区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

エ 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占有される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講ずること。

(8) 占有主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として付すものとする。

ア 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。

イ 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。

(ア) 点検等の範囲に関する事項

(イ) 点検等の対象に関する事項

(ウ) 点検等の内容に関する事項

- ① 点検項目
- ② 点検時期
- ③ 点検方法
- ④ 清掃、除草等の時期
- ⑤ 清掃、除草等の方法

- (エ) 点検等の体制に関する事項
- (オ) 点検等の記録に関する事項
- (カ) 点検等の結果の報告に関する事項
- (キ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

ウ 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

エ 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

(9) 占有許可の更新に当たっては、占有の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占有の期間、占有許可の条件等の見直しを行うこと。

法第32条第1項第7号（令第7条第10号）該当物件

（道路の上空に設ける事務所等）

第79 道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場（以下「事務所等」という。）の占有については、次の各号に掲げる道路に限り認めるものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第3号の高度地区及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の自動車専用道路
- (2) 都市再生特別措置法第36条の3第1項に規定する特定都市道路

法第32条第1項第7号（令第7条第11号）該当物件

（応急仮設住宅の占有）

第80 応急仮設住宅の占有については、次の各号に掲げるところによらなければいけない。

- (1) 応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。
 - ア 法尻
 - イ 側溝上の部分
 - ウ 路端に近接する部分（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）
- (2) 令第10条第1号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第2号から第5号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

法第32条第1項第7号（令第7条第12号）該当物件

（自転車、原動機付自転車又は二輪自動車の駐車に必要な車輪止め装置その他の器具の占用）

第81 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車（以下「自転車等」という。）の駐車に必要な車輪止め装置その他の器具（以下「自転車等駐車器具」という。）の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

なお、自転車等駐車器具の占用にあたっては、本基準に加え、「路上自転車自動二輪車等駐車場設置指針（平成18年11月15日付け国道公安第28号）」を参考にすること。

(1) 自転車等駐車器具の占用は、道路上における放置自転車等の問題の早期解決など、歩行者等の安全で円滑な通行を確保しなければいけない場合で、次のいずれにも該当するものであることとする。

ア 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公益的利便に寄与するものであること。

イ 自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。

(2) 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする。

(3) 自転車等駐車器具の占用にあたっては、放置自転車等の整理や撤去、当該地域におけるまちづくり等に関する各種施策等との整合性を確保するため、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、その意見、要望等を反映したものとすること

(4) 自転車駐車器具の占用の場所については、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下同じ。）に設けること（令第11条の9第1項第1号）。交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（令第11条の9第1項第2号）。歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることのないように設置するため、自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる自転車道、自転車歩行者道又は歩道（以下「歩道等」という）の部分の一方の側の幅員を以下のとおり確保すること。

ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の一方に側の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。

(ア) 自転車道については、道路構造令第10条第3項に規定する幅員であること。

(イ) 自転車歩行者道については、道路構造令第10条の2第2項に規定する幅員であること。

(ウ) 歩道については、道路構造令第11条第3項に規定する幅員であること。

ウ 原則として交差点等の地上に設けないこと（令第11条の9第2項）。横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。

エ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること（令第11条の9第2項）。

オ 特定連結路附属地に設ける場合にあつては、一般工作物等の占用の場所の基準を準用すること

(令第11条の9第2項)。

カ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

(5) 原動機付自転車等駐車器具の占用の場所については、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。）内の車道に隣接する部分であること（令第11条の10第1項第1号）。駐車するために原動機付自転車又は二輪自動車（以下「原動機付自転車等」という。）に乗車したまま歩道等内を通行して、歩行者等との交通事故を惹起させることのないよう車道に近接する部分に設けること。

この場合においては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること（令第11条の10第1項第2号）。

歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えないように設置するため、原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車等の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる歩道等の部分の幅員を(4)イ(ア)から(ウ)までのとおり確保すること。

ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を原動機付自転車等の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。

ウ (4)ウからカまでは、原動機付自転車等駐車器具に適用する（令第11条の10第2項）。

(6) 自転車等駐車器具の構造等については、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。

イ 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

ウ 車輪止め装置（通称ラック）は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること。

エ 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること。この場合においては、自転車等が駐車されることとなる道路の部分の外周のうち、歩行者等の進行方向と交差する部分がある場合には、柵等を設けること。なお、当該部分以外の外周においても接触事故等がないよう、柵等を設けることが望ましい。

オ 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること。

カ 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないように、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。

キ 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識、区画及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。

ク 原動機付自転車等駐車器具を設ける場合においては、柵等を設けることなどにより、原動機付自転車等が原則として車道側から進入するものとする。

ケ 上屋を設ける場合においては、第11 上屋の占用を準用するものとする。

(7) 自転車等駐車器具の道路占用の許可に際し、建築基準法第6条、消防法第7条又は道路交通法第

77条の許可等が必要な場合には、これらの関係機関とも事前に協議等を行うなど十分な連絡調整を図ること。

(8) 占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

ア 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。

イ 自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと。

ウ 不特定多数の者の利用に供すること。

エ 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。

オ その利用について時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

カ その他道路管理者が必要と認める事項。

(9) 車輪止め装置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等を自転車等駐車器具として一括して許可をすることができること。

(10) 特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として、利用されることにならないようにすること。

(11) 関係地方公共団体、沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成の確保に努めること。

法第32条第1項第7号（令第7条第13号）該当物件

（自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の占用）

第82 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の占用については、「高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の取扱いについて」（昭和42年11月14日付建設省道政発第91号）によらなければならない。

その他

（道路予定区域等に設ける施設の占用）

第83 道路予定区域等（車両又は歩行者の通行の用に供していない道路区域内の土地を含む。以下同じ。）について、まちづくりや賑わい創出などの観点から、直接的に通行の用に供していない道路空間の有効活用を図るため、暫定的な利用として、駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等の占用を認めるものとする。

(1) 占用の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先すること。

(2) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる道路予定区域等について、道路管理者は、必要に応じ、利用計画を策定すること。利用計画を策定した場合には、これに沿って、占用許可を取り扱うこと。

(3) 利用計画の策定及び占用許可に当たっては、道路構造や交通への支障のほか、まちづくり等の観

点から、総合的に判断すること。

(4) 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

ア 道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。

イ 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲が明確にされていること。

ウ 道路予定区域に設ける占用物件については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。

エ 高架下と近接する占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

オ 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

カ 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

キ 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

(ア) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

(ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの。

(5) 占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占用の期間を短期に設定することが必要となる場合があることに留意すること。

(6) 道路予定区域の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができる者と認められる者であること。

(7) 占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

ア 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要なと認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

イ 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

ウ 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

エ 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

(8) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。

(チェーン着脱場に設ける施設の占用)

第84 チェーン着脱場に設ける施設の占用については、地方公共団体、農業・商工・観光・林業等公共的団体及び市町村長の同意を得た自治会に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) チェーン着脱場において、冬期以外の一定期間、地域特産品等の展示、販売活動の場所として占用を認めることとする。
 - (2) 対象事業は、地域の農産物、特産品、県産材木工製品等の展示・販売活動及び地域振興事業とすること。
 - (3) 道路利用者に快適な道路空間を提供するとともに地域振興を図ることを目的とすること。
 - (4) 面積が概ね500㎡以上のチェーン着脱場とする。
 - (5) 道路管理、本線交通の支障となるおそれのあるチェーン着脱場は対象としないものとする。
 - (6) 占用の範囲は、常時、一般道路利用者の使用区域が確保され、本線交通の支障とならない範囲とする。
 - (7) 占用の場所は、チェーン着脱場の出入口から5m以上を離すものとし、必要に応じ、交通整理員の配置、ポストコーン等の設置により自動車走行帯、駐車帯とを分離する等歩行者の安全確保を図るものとする。
 - (8) 事業に係る占用物件は、長野県道路占用許可基準に列挙された物件で、事業に必要と認められるものとする。なお、設置に当たっては、原則として同基準の規定によるものとするが、事業に必要と認められ、やむを得ない場合は、この限りではない。
 - (9) 基準第37「露店、屋台店の占用」、第38「商品置場等の占用」、第49「旗ざおの占用」については、これらの規定に係わらず許可を与えることができるものとする。
 - (10) 占用期間は、概ね4月から11月までの間で必要と認められる一定期間とする。
 - (11) 許可期間の延長等については変更許可により当該年度に限り認めるが、更新は認めないものとする。
 - (12) 許可申請書には、通常添付する書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - ア 事業計画書（事業の目的、内容が分かるもの）
 - イ 占用（事業）期間中の連絡体制に関する書面
 - ウ 占用者が自治会にあっては、市町村長の同意書
 - (13) 建設事務所長は、占用許可条件又は管理協定により、占用者にチェーン着脱場の清掃管理を行わせるものとする。
 - (14) 占用者と建設事務所長は、緊密な連絡をとり、チェーン着脱場での屋台・露天商等個人の不法占用の防止に努めるものとする。
 - (15) 占用希望者が多数ある場合は、地方公共団体を優先するものとし、地方公共団体の希望がない場合は、建設事務所長は市町村長と協議の上、占用期間、範囲の区分け等の調整を行い、占用者を決定するものとする。
- （路上イベントに伴う施設の占用）

第85 路上イベントに伴い設置される施設の占用については、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成17年3月17日付け国道利第40号国土交通省道路局長通知）によらなければならない。なお、路上イベントに用いる音響機器（スピーカー）等の占用については、次の各号に掲げるところにもよらなければならない。

- (1) 設置位置は、歩道及び駅前広場で建築限界をおかさない街路灯への添加などとし、交通に支障がない場所に限るものとする。
- (2) スピーカーの形状及び色彩は、美観風致や景観を十分考慮したものであり、連続して設置する場合は、統一されたものでなければならない。また色彩は信号機又は道路標識に類似し、又はその効

用を妨げないものであること。

- (3) スピーカー等に広告物の添加は認めないこと。
- (4) 電源ボックス、アンプ等の地上機器の道路敷内の常設は認めないこと。
- (5) 構造審査にあたっては、スピーカーを街路灯に添架した状態での、添架材料や添架主体の強度計算書及び安定計算書等安全性を証明する書類を提出させること。
- (6) 十分な維持管理体制が整っていること。

(占用の特例)

第86 都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法及び中心市街地活性化法に係る占用の許可にあたっては、特例が定められているため、それぞれ、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日付け国道利第22号)、「国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成26年4月1日付け国道利第38号)及び「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成26年7月3日付け国道利第10号)によること。

(災害応急対策施設等の占用)

第87 防災拠点自動車駐車場内に設けられる災害応急対策に資する工作物又は施設の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 災害応急対策施設等が地面に接する場合には、原則として、その部分が車路以外の部分であること。車路以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- (2) 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
 - ア 路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
 - イ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。
- (3) 原則として車路等の交差する部分等の地上に設けないこと。防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。
- (4) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。災害応急対策施設等を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させるものとする。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。
- (6) 防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。災害応急対策施設等の構造を工夫して、防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とする。また、災害応急対策施設等の意匠、構造及び色彩は、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものとする。
- (7) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。災害応急対策施設等の設置により新たに防災拠点自動車駐車場内に死角を生じさせないものとする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車路又は駐車ますへの飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものとする。
- (8) 維持、更新等の作業に際して、防災拠点自動車駐車場の利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (9) 広告塔及び看板については、次の構造であること。

ア 車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼし、防災拠点自動車駐車場の利用に支障を生じさせるおそれのないものであること。

イ 表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。車路寄りの場所に設置する場合（設置場所と車路との間に駐車ます等がある場合を除く。）、表示部分は、車路から正対して正面の車路側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

ウ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由（以下「倒壊等」という。）により防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

災害発生時においても倒壊等を防止するための措置が講ぜられているものとする。また、次の事項に該当するベンチ等、貯水槽等、食事施設等及び備蓄倉庫等の占有は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するもの（災害応急対策のために必要な物件であって必要最小限度の量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(10) 占有許可の条件 災害応急対策施設等の占有許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

ア 災害応急対策施設等の倒壊等のないように定期的に点検等を実施するとともに、倒壊等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

イ 広告塔、看板については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。

ウ 食事施設等については、多数の来客が見込まれる場合には、防災拠点自動車駐車場の利用又は構造に支障を及ぼさないよう、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(11) 上記以外の取扱いについては、「災害応急対策施設等の道路占有の取扱いについて」（令和3年9月24日付け国道利第27号、国道評第34号、国道環第59号、国道高第154号）によること。

（歩行者利便増進施設等の占有）

第88 歩行者利便増進施設等の占有については、利便増進誘導区域内であることを確認した上で、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。歩行者利便増進施設等（看板、ひさし等）を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保すること。

(2) 占有施設である道路の上空通路、地下通路等に食事施設等及び露店等を設置する場合は、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占有者が疎明すること。

(3) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。歩行者利便増進施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、歩行者利便増進施設等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。景観形成広告塔等については、音声を用いたものではないこと。

(4) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。歩行者利便増進施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

(5) 維持、更新等の作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(6) 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等並びにイベント施設等のうち広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチ（以下「イベント用広告塔等」という。）については、歩行者が凝視することで著しく路上

に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(7) 景観形成広告塔等及びイベント用広告塔等については、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。車道寄りの場所に設置する場合、表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

(8) 食事施設等及びイベント施設等については、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

次に掲げる事項に該当する食事施設等及びイベント施設等の占用は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(9) 占用許可の条件 歩行者利便増進施設等の占用許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行うこと。

(10) 上記以外の取扱いについては、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について」（令和2年11月25日付け国道利第24号、国道環第79号）によること。